

一関地区広域行政組合議会会議録

令和 2 年 3 月 24 日 招 集
第 4 1 回 定 例 会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（佐藤浩君・小山雄幸君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明	9
一般質問	11
☆ 藤 野 秋 男 君	11
1 S D G s の理念を踏まえたごみ処理への対応について	
(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設に向けた住民説明会への取り組みについて伺う	
(2) S D G s の理念を踏まえたエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新最終処分場への対応状況について伺う	
(3) 「一般廃棄物処理基本計画」において、今後の新たな取り組みは何か	
(4) 余熱を外部で活用するための施設建設に係る予算額について伺う	
☆ 岡 田 もとみ 君	20
1 介護保険事業の充実について	
(1) 生活支援コーディネーターの活動状況について伺う	
また、配置等の充実を図るべきではないか	
(2) 特別養護老人ホームの待機者数の状況と解消に向けた対策について伺う	
また、低所得でも利用できる多床室の整備を図るべきではないか	
(3) 介護施設の老朽化対策のための整備計画を策定すべきではないか	
(4) 災害時の介護施設への対応について伺う	
(5) 介護職員の離職対策について伺う	
☆ 那 須 茂一郎 君	29
1 次期ごみ処理方式について	
(1) 温室効果ガスの問題もあり、焼却しない方式を計画すべきではないか	
2 焼却ごみの減量化について	
(1) 可能なかぎり焼却ごみを減らし、資源化を図る考えはないか。	
議案第 1 号 一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について	38
議案第 2 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 3 号 平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について	43
議案第 4 号 令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	45
議案第 5 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合一般会計予算	46
議案第 6 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	46
議案第 7 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合	

	事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について……………61
議案第 8 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について……………61

第 41 回 定 例 会 日 程 表

令和 2 年 3 月 24 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 24 日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について	3月24日	承 認
議案第 2 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 3 号	平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 4 号	令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月24日	原案可決
議案第 5 号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月24日	原案可決
議案第 6 号	令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月24日	原案可決
議案第 7 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について	3月24日	承 認
議案第 8 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について	3月24日	承 認

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について
- 議案第 2 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 号 令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 議案第 8 号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について
日程第 6	議案第 2 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第 5 号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 10	議案第 6 号	令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 11	議案第 7 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
日程第 12	議案第 8 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和2年3月24日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和2年2月13日
告示番号 第6号
招集日時 令和2年3月24日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	真 箆 光 幸 君	2 番	岩 渕 典 仁 君	3 番	岡 田 もとみ 君
4 番	勝 浦 伸 行 君	5 番	岩 渕 優 君	6 番	藤 野 秋 男 君
7 番	佐 藤 浩 君	8 番	永 澤 由 利 君	9 番	千 田 良 一 君
1 0 番	小 山 雄 幸 君	1 1 番	那 須 茂一郎 君	1 2 番	金 野 盛 志 君
1 3 番	岩 渕 善 朗 君	1 4 番	菅 原 巧 君	1 5 番	橋 本 周 一 君
1 6 番	佐 藤 雅 子 君	1 7 番	升 沢 博 子 君	1 8 番	小野寺 道 雄 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木 裕 子	議会事務局次長	佐 藤 正 昭
議会事務局長補佐	千 葉 麻 弥		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	高 橋 邦 夫 君
広域行政組合事務局長	村 上 秀 昭 君	介護保険担当参事	佐 藤 鉄 也 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	橋 本 雅 郎 君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	熊 谷 嘉 啓 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	猪 股 浩 子 君
総務管理課長	小野寺 啓 君	介護保険主幹	穂 積 千恵子 君
環境衛生主幹	千 葉 多嘉男 君	会計管理者	鈴 木 美 智 君
監査委員	小 川 四 郎 君	監査委員事務局長	三 浦 洋 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第41回広域行政組合議会定例会

令和2年3月24日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和2年2月13日一関地区広域行政組合告示第6号をもって招集の、第41回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案8件を受理しました。

次に、管理者から令和2年度当初予算提案に当たり、令和2年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、藤野秋男君ほか2名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか2名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書7件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

次に、議員派遣報告書をお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 2月1日付人事異動により異動した本会議出席職員を紹介いたします。

介護福祉主幹、穂積千恵子です。

（介護福祉主幹、あいさつ）

以上で職員の紹介を終わります。

議長（小野寺道雄君） 以上で人事紹介を終わります。

議長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（小野寺道雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

7 番 佐 藤 浩 君

10 番 小 山 雄 幸 君

を指名します。

議長（小野寺道雄君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第3、施策推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から令和2年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第41回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和2年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところでございます。

事務の推進につきましては、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただいております、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後、人口減少と少子高齢化がさらに進行していく中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが何よりも重要と考えております。

このことから、当組合は、一関市及び平泉町が共同処理することとした事務の効果的、効率的な執行と、住民福祉の向上に努めるとともに、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場は、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図ることはもちろん、耐久性に優れ、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設を整備したいと考えております。

施設整備に当たっては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画並びに一関市が掲げる資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン、これらとも歩調を合わせ、進めてまいります。

施設の整備候補地につきましては、平成30年9月にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会を、平成30年3月に一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会を設置して選定作業を進め、昨年10月に選定委員会から報告されたそれぞれ4カ所を組合の候補地として選定いたしました。

現在、住民説明会を通じて住民の皆様の御質問に丁寧にお答えし、さまざまな御意見をお聞きしているところでございまして、令和2年度中にそれぞれ1カ所に絞り込むこととしております。

候補地の絞り込み方針や各施設の処理方式、規模など、施設整備の具体的な内容については、昨年9月に設置した施設整備検討委員会において、住民説明会での意見などを踏まえながら、施設整備基本計画の策定に向けて検討を進めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活とかわりの深い業務であります。

既存施設については、一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、排出ガス及び排出水の排出基準値の遵守など、引き続き現在の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、国の委託を受けて一時保管をしております指定廃棄物の焼却灰につきましては、放射線の遮蔽率が高いコンクリートボックスなどに収納し保管をしているところでございまして、引き続き飛散防止などの適切な安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センターにおける焼却灰の埋め立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法に加え、組合独自の安全対策により、放射性物質の適切な管理をするとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的に行い、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよ

う万全を期してまいりたいと思います。

東山清掃センターに埋め立て処分をした利用自肅牧草の焼却灰につきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法に加え、浸出水の測定を定期的に行い、住民の皆さんの安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

また、最終処分場の埋立量の減量化を図るため、焼却灰のセメント原料化に引き続き取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場の取り組みが不可欠であることから、これまで住民の皆様、そして、企業や事業所の御協力をいただきながら、構成市町と連携して、工芸教室の開催などによる再生品利用の啓発や雑紙の排出方法の簡便化などを進めてきたところであり、引き続き廃棄物の分別による資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

また、リサイクルや分別をより身近に感じ取ることにより、3Rに対する理解を深めていただく機会を拡大することを目的に、親しみやすい施設としての環境づくりに努めてまいります。

小型家電回収事業につきましては、引き続き構成市町と連携し取り組んでまいります。

また、斎苑の運営につきましては、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。

今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、介護保険の仕組みや適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口の減少がさらに進むと予想される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和元年の12月末現在が36.2%と前年同期より0.8ポイント上昇しておりまして、他の地域と同様に高齢化が進んでいるところでございます。

介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者の増加に伴い、特に介護給付費の増加や認知症高齢者の増加、それに加えて介護従事者の不足などが課題であることから、構成市町や関係機関と連携をして効果的な事業運営に努めてまいります。

いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年度を見据えて、制度の安定的な運営を目指すとともに、中長期的な視野に立った施策展開を図り、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とする第7期介護保険事業計画を着実に推進してまいります。

また、令和2年度はこの計画の最終年度となりますことから、令和3年度からの第8期の介護保険事業計画について、要介護の認定者数などを的確に見込んで、介護及び介護予防サービスの利用状況、施設整備の状況を勘案して、事業計画を策定してまいります。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、日常生活圏域での中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図り、あわせて認知症高齢者への支援の推進、生活支援サービスの充実・強化、在宅医療と介護の連携、介護予防の推進など、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう施策を推進してまいります。

認知症対策につきましては、本人やその御家族を支援するため、相談業務などを専門に行う認知症地域支援推進員と保健師、社会福祉士、専門医で構成する認知症初期集中支援チームが連携をし、医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、これを支援してまいりま

す。

介護予防事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、高齢者が安心して自立した生活を維持できるよう、住民の日々の暮らしを支える助け合い活動に重点を置き、生活支援コーディネーターによる支援を構成市町と連携して進めてまいります。

介護サービスの基盤の整備につきましては、早期に入所が必要な待機者の解消や居宅サービスを中心とした介護サービスの充実に向けて、構成市町と連携して取り組んでまいります。

また、人権を守り、人を大切にする介護サービスの質の向上を図るため、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催するとともに、介護人材の育成に向け、構成市町と連携して取り組んでまいります。

以上、令和2年度の施策の方針を申し上げました。

新処理施設及び新最終処分場の整備、最終年度となる第7期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は住民の皆様にとりまして極めて重要なものでございます。

私は、組合の管理者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービスの向上と予算の効率的な執行に意を配して、住民福祉の向上のため誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解と御協力、御支援をお願い申し上げまして、令和2年度の施策の推進方針といたします。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上、発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いいたします。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあたっては答弁時間を考慮され、質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないよう、あわせてお願いします。

藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） おはようございます。

日本共産党の藤野秋男でございます。

私の一般質問は、SDGsの理念を踏まえたごみ処理への対応について、通告順に沿って質問を行います。

最初の質問は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設に向けた住民説明会への取り組みについて質問いたします。

この説明会は、関係する地域を大きくくくり、昨年暮れに開催されました。残念ながら、2回目となる今年度は、新型コロナウイルスの感染が懸念されることから、説明会は延期となっております。しかし、この建設は、現在の老朽化している施設を考えれば、待ったなしの喫緊の課題であります。

そこで伺いますが、1回目の説明会のみではございますが、住民からはどのような質問や意見があったのでしょうか。特に、施設建設に対し懸念する声には、しっかり耳を傾け、対応していかなければなりません。今後の対応とあわせ、伺います。

SDGsは、環境に優しく、持続可能な社会の構築であります。最大の理想は、リスクが伴う

焼却や埋め立て処分に頼らないことであります。しかし、焼却や埋め立て処分する場合であっても、最小限にとどめることでございます。管理者も、SDGsの理念を踏まえた施設を推進すると方針を示しました。

そこで、SDGsに向け、これまでの取り組みからどのようにかじを切ろうとするのかお伺いをいたします。

平成31年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画は、令和10年度までの10年間の計画目標であり、5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うとしております。今後は、構成市町と組合が一体となって、廃棄物の資源化、減量化の目標数値を引き上げるなど、SDGsの理念に向かって計画の見直しを進めるべきと思いますので、このことについてもお伺いをいたします。

直ちに検討していただきたいSDGsの取り組みに、資源収集用の指定袋があります。この指定袋は、現在使い捨てとなっており、どんな正当な理由があっても資源の無駄遣いであります。しかも、対策が打てない課題でもございません。使い捨ての指定袋による回収からコンテナによる回収に切りかえるよう求めるものであります。この要求は、これまでも取り上げてまいりましたので、検討状況についてもお伺いをいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設は、余熱の活用施設としての敷地を1ヘクタールとして説明してまいりました。施設の概要とどの程度の予算が必要と見込んでいるのか、また、今後、住民から求められた場合、説明をしようとしているのか伺います。

そもそも、この計画は、ごみの焼却による熱エネルギーを活用するというものであり、ごみが大切な資源として位置づけられているというものであります。また、建設地周辺の皆さんにとっても必要なエネルギーとなってしまうことから、逆になかなか減量が進まないという状況が生まれるのではないのでしょうか。

今、必要なことは、組合挙げて焼却以外の再資源化や減量に目の色を変えて取り組む時期であり、検討する時期だと思えます。

これまでの答弁では、当面、焼却もやむを得ないとの判断でございます。余熱利用は施設内にとどめ、外部への活用計画の見直しも検討すべきであります。このことは、財源にとっても環境にとっても、SDGsの理念に沿った対応だと思えますので、管理者のこれらに向けた考えをお伺いし、この場からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の候補地に関する住民説明会についてのお尋ねがございました。

昨年の12月1日から今年の1月8日にかけて、一関市及び平泉町内の8会場において説明会を開催したほか、自治会などからの要望を受けまして、さらに4会場で説明会を開催し、合わせて12の会場で延べ368人の参加をいただいたところでございます。

説明会では、組合のほうから候補地の選定の経過や今後の進め方などについて説明をし、さらに情報提供として、一般財団法人日本環境衛生センターから、私たちの暮らしと一般廃棄物処理施設と題しまして、廃棄物処理施設をめぐる状況、あるいは排ガス対策、そして、エネルギー利

用に関する全国の事例などについて情報提供をいただいたところでございます。

参加した住民の皆様からは、例えば候補地ごとの具体的な建設場所はどのあたりになるのかといった質問や、最終的に1カ所に絞っていくための選定方法はどのようになるのかなどといった候補地の選定に関する事、それから、施設の規模、稼働期間の見込みなどの施設整備の内容に関する事、そして、排ガスや放流水、ダイオキシンなどの環境対策に関する事、さらには、これからの説明会の予定、あるいは建設までのスケジュールなどについて質問や意見をいただいたところでございます。

これらの質問等に対して、組合では専門家の助言等もいただきながら、一問一答方式で一つ一つ丁寧にお答えをし、各会場とも質問や意見が出なくなるまで、開催時間を延長するなどして対応してきたところでございます。

住民説明会などで出された主な質問、それに対する回答については、本年の2月に組合の広報紙、くらしの情報を発行いたしまして、一関市、平泉町の全世帯にこれを配布、お知らせをしたところでございます。

なお、本年の3月6日から11日にも、一関市及び平泉町内の8会場で住民説明会を予定していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としてその開催を延期し、現時点における組合としての検討事項、すなわちエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の両施設について、それぞれどのような観点に立って整備をしていくかといった基本認識を整理する施設整備基本方針の案、それから、両施設について、それぞれ4カ所の候補地ごとにどのあたりに建設したらよいのかを現在検討しているところでございますが、その検討している場所を地図上に示した資料、さらに両施設それぞれ4カ所の候補地から1カ所に絞り込んでいくに当たっての比較検討項目の案、これらを組合広報紙くらしの情報に掲載して、3月中に一関市及び平泉町の全世帯に配布をしてお知らせする予定としているところでございます。

次に、施設整備についてでございますが、施設整備の土台となる考え方をまとめました施設整備基本方針を定めて進めることとしておりまして、現在、一関市、平泉町及び組合の職員で組織する一般廃棄物処理施設整備検討委員会において、具体的な内容を検討しているところでございます。

現段階での施設整備基本方針の案は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設にあつては、安定性に優れた安全な施設、それから環境に配慮した施設、廃棄物を資源として活用できる施設、災害に強い施設、経済性に優れた施設、この5つの方針を考えているところでございます。

また、最終処分場にあつては、安定性に優れた安全な施設、環境に配慮した施設、災害に強い施設、経済性に優れた施設、この4つの基本方針を考えているところでございます。

この基本方針の案については、専門家からの助言や説明会などを通じていただいた御意見も取り入れながら、取りまとめてまいりたいと考えております。

なお、これらの基本方針については、その一部は2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえたものであり、具体的にはSDGsに掲げる17の国際目標のうち、目標6の水・衛生の分野、目標7のエネルギーの分野、目標11の都市の分野、目標12の生産・消費の分野、これらにおけるそれぞれのターゲットに関係してくるものと認識しております。廃棄物を管理し、人の健康や環境への影響を最小化するという考え方に沿って整備してまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物の処理量及び最終処分量の目標値についてでございますが、一般廃棄物処理

基本計画に掲げている将来の処理量、処分量の目標値は、一関市の一般廃棄物減量基本計画の排出量の目標値と平泉町の総合計画の排出量の目標値を考慮して組合が設定しているものでございます。

現在の一般廃棄物処理基本計画は、構成市町の減量目標値をもとに、平成26年度から令和10年度までの15年間を計画期間として策定したものであります。この計画はおおむね5年ごとに改定することとし、平成31年3月にそれまでの実績を踏まえて改定をしたところであります。

資源物の収集方式の見直しについてのお尋ねがございましたが、ペットボトルや瓶、あるいは缶などの資源物は、現在、指定ごみ袋に入れていただいて収集しております。

これらを指定ごみ袋ではなく、かごやコンテナなどに直接入れていただき収集することも一つの方法であると考えますが、そのためには、各集積所の構造やスペースが、かごやコンテナなどを配置できるような現状にあるかどうかといった点や、ペットボトルや瓶、缶などについた汚れをしっかりと落としていただくことを全ての家庭において、これまで以上に徹底していただく必要がございます。これらのことについて、検討がさらに必要と考えております。

現在、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に向けて準備を進めている中で、新施設における処理の方法などを検討しているところでございまして、分別の区分でありますとか収集方法などについても、新施設における処理方法とあわせて検討を進めることとしております。

廃棄物の減量や資源としてのリサイクルを進める上では、廃棄物の排出段階からこれを抑制していくことが重要でございます。それぞれ家庭からごみ集積所に出されるまでの間にどれだけ減量化することができるかというところがポイントになると考えております。

廃棄物の減量化、資源化に向けた住民一人一人の行動を後押しする部分については、構成市町の取り組みに負うところが大きいところでございます。

構成市町においては、3Rに関する意識啓発でありますとか、30・10（さんまる・いちまる）運動などの食品ロス削減や生ごみ減量機器への補助、あるいは自治会などに対する分別説明会の実施や集団資源回収への助成、繰り返し使用が可能な買い物袋、マイバックの持参の普及啓発などを実施して、来年度についてもごみの減量化を進めることとしてしているところであります。

当組合においても、機会を捉えて、これら構成市町の取り組みを紹介するとともに、廃棄物の減量化やリサイクルへの意識を高めていただく取り組みを実施しておりますし、廃棄物の中間処理、最終処分段階において減量化、資源化に努めているところであります。

今後も一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けて、構成市町が実施する事業と連携しながら、廃棄物の減量化、資源化に取り組んでまいります。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生するエネルギーの利用についてでございますが、廃棄物を処理する過程で発生するエネルギーは、まずは新処理施設の中で利用する、その上で余剰となったエネルギーを新処理施設の外でも利用しようという考え方でございます。

新施設の整備については、現在、建設場所は施設の内容も含め検討を進めているところでございますが、現時点においては、焼却や非焼却といった処理の方式についても検討の途上にございまして、したがって、余熱活用施設建設事業費も決定には至っておりません。

参考までに申し上げますと、他の地方公共団体における余熱活用施設の整備の例を申し上げますと、廃棄物処理施設の規模が違うことから一概には比較はできませんが、例えば、プールや温浴施設、アリーナなどを備えている盛岡市の余熱利用健康増進センター、ゆびあすという名称がついているようでございますが、この場合は約24億5,000万円、それから、もう一つの例とし

て紹介いたしますが、プールや温浴施設、スポーツジムなどを備えている栃木県の佐野市のみかもリフレッシュセンター、ここは約12億8,000万円などとなっておりまして、それぞれ民間のノウハウを活用した管理、運営が行われているところであります。

なお、余熱活用施設の敷地を1ヘクタールと想定して候補地の選定を進めたところでありますが、これは他の地方公共団体の例を参考として敷地面積を設定したものでございまして、特定の余熱活用施設の建設を前提としたものではございません。

余熱の活用事例といたしましては、施設を新たに設置するほか、既存の施設へ熱や電気を供給する方法、あるいは農業団地への熱供給、生み出した電量を電力会社へ売却する売電など、さまざまな方法がございます。

エネルギーの具体的な活用方法については、住民の皆様の御意見も伺いながら、整備に要する事業費や財源などについても、あわせて検討を進めていくこととしております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

1点目の住民説明会、先ほど管理者のほうから、3月の組合広報で知らせていくということですが、1点だけお伺いします。

今後の説明会の日程については、どのようになっているのかお伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今回予定しておりました3月の住民説明会については、組合広報紙で3月末に配布してお知らせをする予定であります。次回につきましては、多分4月の開催は難しいと思っておりますけれども、5月以降、できるだけ早い時期に開催したいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そうなると、今年度、できることなら1カ所に絞り込みたいということで当初、住民の皆さんに説明してきたこの計画にも影響が出ると思うのですが、組合としてはどのように捉えているのか、今後のスケジュールとの関係でお知らせ願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今回の住民説明会で説明しようとしていた内容につきましては、施設整備検討委員会で検討している途中経過をお知らせして御意見をいただくというような予定でございました。次回も施設整備検討委員会で検討した内容について説明して意見をいただくという段取りでおりますけれども、全体のスケジュールとしては影響がないような形でスケジュールを管理していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そうすると、確認ですが、全体としては今年度中に絞り込みという形の予定は崩さないでいきたいということか確認したいと思います。

そのためにも、より住民の皆さんの理解しやすい対応というのが必要なのかなと思います。特に、今回、SDGs、いわゆる環境に優しい施設にしていくということでは私も反対するものではありませんが、しかし、どうも組合とのずれがあります。組合のSDGsはその設備そのものに基点を置いてお話をいただいています。私は、本来のSDGsは環境に負荷を与えない、できるだけ燃やす、埋め立てるということ以外の方法で対応していくということに本腰を入れる必要があると思っています。もちろん、管理者は先ほど、その方向も検討の状況だというお話でしたが、どうもそこに踏み込んだ検討の状況が説明されませんでした。その辺についての答弁をお願い

いたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 検討しております施設の整備の内容につきましては、先ほど答弁の中で、施設整備基本方針を定めて進めるということで案をつくっているわけですが、少し詳しく説明させていただきますと、例えば、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の新処理施設につきましては、安定性に優れた安全な施設ということであれば信頼性の高い技術、あるいは工法を取り入れまして、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設を目指すとしています。それから耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設ということでございますし、環境に配慮した施設ということは、環境負荷の低減、それから施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設、廃棄物の減量化や地球温暖化防止、それからリサイクル推進の啓発、学習の拠点施設となる施設、それから、新処理施設につきましては廃棄物を資源として活用できる施設ということで、廃棄物をエネルギー資源、あるいはリサイクル資源として活用できる施設としてございますし、災害に強い施設とは、災害時でも自力で稼働し、災害廃棄物を円滑に処理できる施設、それから経済性に優れた施設ということで、建設から維持管理まで費用対効果の観点で優れた施設ということで、新最終処分場につきましては資源を生み出すところではございませんので、廃棄物を資源として活用できる施設という項目は除いてありますけれども、こういった観点で焼却を前提とした内容ではない形で基本方針はつくっております。

今後、施設整備検討委員会の中で検討していくということになるかと思います。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 今お話ししたこと、これはSDGsが出る前は掲げていなかった問題ですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどの冒頭の施策推進方針の中では、SDGsの理念を踏まえたということで申し上げた次第でございますし、一般質問の中でも、SDGsの具体的な国際目標の何番に符合する考え方であるかということも披瀝をさせていただきました。

先ほど、燃やすとか埋め立てるといったことのお話でしたが、私どもが専門家の方々からさまざま学ばせていただいて勉強している、研究しているところでは、燃やすとか埋め立てるイコール環境に対する負荷を与えるというような図式は決して成り立たないといえますか、燃やすであれ、それなりの環境に対するインパクトはございますし、燃やさないという方法であったとしても環境に対するインパクトというのはございます。要は、こういった場面で市民、町民の皆様の利益にかなうかといったことを広く深く研究することだと思ってございますので、そういった観点からアプローチをしております。また、そのことにつきましては、SDGsの理念を踏まえてというような今年度の施策推進の方針、以前からそういった観点から研究、検討しているものでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） SDGsが出る前からやっていた内容ですよ。今、改めて副管理者はそうようにお話ししました。

あえてSDGsとつけない方がいいのではないですか。SDGsというのは、さらに一步踏み込んだ形で私はつけたのだらうと、だから、すごい期待したのです。今までも住民に対する安全、環境に配慮して、負荷の低減を図っていくというのは当然です。さらに一步、SDGsの観点に立って持続可能な環境を維持していくとすれば、環境を壊さない形で処理する方法を考えれば、

これまで話してきたように、ごみというものを資源として活用できないか、それは組合に集める前にできる中身がいっぱいあるでしょうという形で示してきました。

生ごみも資源として再利用すれば、ごみの約38%と言いましたか、あるいは古紙についても、どうしても燃やさなければいけない汚れた紙以外は再利用できるというような形で考えれば、約10%近く減量できる、そういったことを前提にして減量するということは、これまでも減量が基本だと組合側も話してきたように、だったらなぜそこに抜本的に力を注がないのかということですか。これがSDGs、ですから、私が先ほど言いましたように、SDGsに向け、これまでの安定安全、そして環境負荷の低減からさらに踏み込むという形でどのようにかじを切ったのですかと聞いたのです。SDGsという言葉をつけなくても今までやってきたということだったら、SDGsという言葉はつけなくてもよかったのではないですか。あえてそこを話した以上は、やはりもっと本気になって踏み込んで、本気になっていないということではなくて、もっと踏み込んだ形で住民一体となった処理に抜本的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 質問を聞いているとSDGsもだんだん悪者になっていくような感じがしておりますが、議員がおっしゃることはわかります。SDGsをわざわざ掲げなくてもよかったのではないかという主張ですけれども、SDGsというのは一つのことだけにとどまるのではなくて、あらゆる環境に網の目のように展開されていく、そして、その相乗効果で全体の環境の向上につながっていくというところが一番の特色であります。ですから、何もここでわざわざSDGsを掲げなくてもよかったのではないかという質問については、それだけの問題にはとどまらないのだということを答弁させていただきたいと思えますし、議員がおっしゃるような、ごみとしてのSDGsを掲げる前の段階でのやるべきことがいっぱいあるのではないかと、これも当然、今までのそれぞれの構成市町の中でもいろいろ取り組んできているところでございますので、今後ともそれはそれで継続して取り組んでいく。その上でこのSDGsという一つの目標というのですか、総体的なものを掲げて、それに向かって住民の皆様と一つになって取り組んでいく。地域社会を変えていくというぐらいの力を持っているものだとは思っておりますので、そのSDGsの掲げる意味というものは十分に私はあると思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、SDGsを掲げる意味があるというような内容にしっかりしていただいてほしい。これは施設のみならず、住民挙げて資源化、減量化に取り組むと。施設がどんなに優秀でも、それは市民挙げての取り組みということにはなっていきません。やはり、本来のSDGsの理念である、最初からごみをどうやって資源として活用するかという余熱活用策ではなくて、出た時点でそれを資源化できないのかという工夫を考えれば、まだまだ回収する前にやれる方法はいっぱいあるでしょうということをお話し申し上げましたので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それで、その上に立って取り組みをひとつお願いしたいということで取り上げたのが資源回収のための指定袋です。これは実施までのいろいろな課題はあるでしょう。しかし、取り組みを前提として進めれば、越えられない課題はないと思います。ステーションが狭いのではないかとか、あるいは、よりこれまで以上にしっかりきれいにしてお出しただかなければならないとか、それはまさに市民挙げて取り組む、地域を挙げて取り組む課題で、地域も住民も意識が高まる絶好の機会にもつながる。むしろ、使い捨てる指定袋のほうがよほど環境負荷につながりかねない。

いやいや、処理するときはしっかりした施設で処理するから大丈夫というような言い方ではちょっと事業が半減してしまうと思いますので、この点について検討を進めて、課題はあるが検討を進めるといことですが、ぜひ、今年度大きな目標として進められないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） コンテナ回収等につきましては、近隣の市町村でも取り組んでいる事例もあります。そういったものも研究しながら、施設整備検討委員会の中で検討を進めていきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） やはり、物事を進めるときというのは、時期を定めるとか目標値を定める、先ほどの焼却施設も年度内には1カ所に絞っていききたいというのを活字で示していますよね。やはりそのためにも、何かを検討しようというときは一定の目標を持って、時期を示してやる必要があるのではないかと思うのですが、今想定している時期というのはどの辺でしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 施設整備検討委員会では、施設の整備のみではなくて分別、あるいは収集の方法まで全て検討することとしておりますので、その中で検討していくということになります。新処理施設であればこういう収集方法とか分別方法とか、そういったものはそこで検討していくということになりますので、令和2年度の施設が1カ所に決まったところには、大体大枠は検討できるのかというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その場合であっても、やはり住民の皆さん、地域の皆さんといろいろ協議をして、ぜひ早い時点で方向性を示していただきたいと思います。

最後に、この施設はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設ということで、一貫してエネルギー回収型ということが頭に乘っています。先ほど、エネルギー回収型で目指している中で、一定程度考えられるものということで御紹介をいただきました。プールやスポーツ施設等、これはこれで、先ほどはそのエネルギーを回収したのみではなくて、施設として多様なエネルギーを活用するという形で進めたいというお話もありましたが、そうだとすれば、場所の問題や、あるいはその施設の是非も含めて検討する課題になっていくと思うのです。これはその焼却施設のエネルギーだけでなくとなれば、当然施設そのものの協議課題になっていきます。ですから、その地域のお話し合いではなくなっていく、問題がすごい複雑化していくのですよね。それでも、こういう形で進めるのですか。私は、本当にプールが必要、あるいはスポーツ施設が必要という部分は切り離して、関係者と協議したりする必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 余熱の活用でございますけれども、今の時代の廃棄物を処理して終わりということではなくて、廃棄物からリサイクル資源とかエネルギー資源を回収して、それを活用するというのは当たり前の社会になっております。今の段階では処理方式がまだ決まっておりますので、その処理施設から生み出されるエネルギーが電力なのか、堆肥なのか、燃料なのか、いろいろあると思うのですけれども、それが決まらないうちには余熱活用施設の活用する方法も決まってこないのかというように思っております。いずれ、いろいろなことを検討しながら進めてい

く必要があるというようには思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 施設というのは、その地域にとっても重要な役割を担うということから考えれば、やはり施設とこの最終処理施設というのは切り離して考えるべきだろうというように思いますし、これまで管理者もごみ減量が基本だと、これは一貫して話していますし、その取り組みも進めていると。そうすれば、しかも、この間、燃やさない処理方法も検討すると。しかし、災害ごみ等が出た場合のことを考えれば、全く燃やさないという処理方法はなかなか選択できないということで話していました。ということは、限りなく燃やさない方向には近づけるということで確認していいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 候補地選定の際には焼却施設という前提で選定を進めてきたのですが、途中から燃やさない方法も検討するべきではないかということで、燃やさない方法も検討しています。ただ、衛生上の問題であるとか災害ごみの処理の関係で焼却はしたほうがいい廃棄物もあるということで、そういった方向ではありますけれども、焼却と非焼却の併用の形の施設を整備するという方法もあるかと思しますので、こういったことをいろいろ施設整備検討委員会の中で議論しながら検討を進めているところです。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 私は、施設内でその熱を利用するというのは、当然施設内ですから効率もいいでしょう。しかし、施設外に持ち出すとなれば莫大な経費がかかるということで反対しているわけですが、この最終処分施設の規模がどれぐらいになれば、エネルギー回収型で外部に持ち出すというのは採算面から考えても、採算はもちろん最初からないでしょうけれども、やっても意味がないという状況になるのか、限りなく小規模な施設になっても、一旦打ち出したのだからやるのだということなのか、その辺についての検討はなさっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来、処理方式の関係ですとか、あるいはエネルギーの活用との関係、また、どういったような施設をつくるかといったところについてお話しいただきました。

まず、処理方式であります。先ほど来申し上げましたとおり、焼却も非焼却も両方選択肢に入れて幅広に検討させていただいております。その上で、その処理方式が決まれば、そこから出されるエネルギーが何であるかと、そういったものがどういったような活用があるかといったことがまとまります。そして、今、お話がございましたように、一関市、平泉町の管内から排出される一般廃棄物のその処理をした場合に、処理施設の中だけでエネルギーが、どういった形であれ、それが消費され尽くして余剰のエネルギーが発生しないということは、ほかの例を見ますと、そういったことはないと思います。したがって、余剰エネルギーはどういったような形であれ出るであろうというような想定でございます。これは細かい試算をしたわけではございませんけれども、他の処理量などを比較考慮すればそういったことは少なくとも言えます。

そうした上で、今度はどのような、私どもは余熱活用というのは熱というような表現をさせていただいたところでございますが、あえて正確に申し上げれば、余剰エネルギーの活用施設でございまして、それはどのようなものかといえれば、これはそのエネルギーをわざわざそのためにつくるというものではなくて、市町におけるそれぞれの政策との符合がまずございます。したがって、その整備の手法でありますとか、どのような余剰活用のあり方がいいのか

と、そういったものにつきましては、先ほど地元の住民の皆様といったお話がございましたが、そういったことではなくて、そういった皆様方の御意見もちろん伺いますけれども、市町の政策上において、そもそも必要な施設、そもそも望まれるエネルギー活用のあり方、そういった観点から探ってきたいと、このように考えてございました。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そうすると、この余剰エネルギーについては、近隣、あるいは住民の皆さんに直接還元するという施設ではないこともあり得ると、規模によっては。どうしても、出るエネルギーですから、多少であれ生み出すことは生み出すが、そのことによって地域に還元するとか、あるいはそれで住民に還元する施設とならないこともあり得ると判断してよろしいのですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 以前の組合議会においてでしたか、ちょっとそこは定かではございませんが、同じような質問がございまして、御答弁させていただいてございますが、少なくとも市民、町民にとっての利益に帰する、そういったような余熱活用、余剰エネルギーの活用であると考えてございまして、たまたま場所が近いということでの利便性のプラス分はあるかもしれませんが、どうしても、こういった内容であれ、それがその地域のためだけのものというようなことではなくて、幅広に考えさせていただいたところではございました。もちろん、それは近い方が利用できるようなタイプのものであれば、それは距離が近いということからのものはあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、組合が直接整備をするのか、あるいは構成市町において整備をするのか、そういった活用の中身によってそのところは変わってまいりますけれども、広いスタンスで考えさせていただくことは間違いございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 今後、1カ所に絞っていくということとあわせて、施設建設に向けた年数が一定程度かかる中で、かなりごみ減量、そしてリサイクル、さらには住民意識も高まって分別も進むでしょう。そして、今、焼却に頼らない方法も検討していくと。これは次、どこまで検討したということで、きょうは時間がないからですが、もう急いで検討する必要があると思うのです。というのは、規模の問題によっては施設が限定される、当然、内部で使うとなればお湯程度の余熱で十分ですが、屋根を利用とするとすれば太陽光も考えられますけれども、回収型のエネルギーとなれば、燃やすエネルギーですから、それは限りなく小規模にしていけるということが理想だという話もしているわけですね。ですから、そういった面では、その理想に近づけた場合のどういう還元方法があるのかというのは早急に検討していかないと、住民の間に過大な期待が生まれる可能性がありますよ。ですから、やはりそこはしっかり先を見据えた、まさにSDGsで取り組んだ場合のごみ処理とあわせて、ぜひ検討していただきたい。この是非も含めてお願いします。

以上で終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って、介護保険事業の充実について5点質問いたします。

1点目は、生活支援コーディネーターについてです。

生活支援コーディネーターの果たしている役割は、高齢者の方々が地域で安心して暮らしていくために欠かせない活動となっています。

そこで、生活支援コーディネーターの配置状況や訪問件数など、本年度の活動状況についてお聞きします。特に、地域の規模や参加している住民の意識などの違いによって地域差があるとも聞いていますので、特徴的な事例について紹介をお願いします。

また、その上で、配置等の充実を図る必要があるのではないかと考えますが、今後の体制強化についての考えはあるのかお聞きします。

2点目は、特別養護老人ホームの待機者についてです。

新年度、令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度となります。前回10月開催の組合議会において、特別養護老人ホームの待機者数は、現年度の4月時点で538人との答弁がありましたが、その後の入所待機者の状況についてお聞きします。

また、待機者解消に向けての対策についてお聞きします。

高齢者の方からの自分の年金でも入れる介護施設をつくってほしいとの要求は大変切実です。今、ユニット型の特養になっています。いわゆる個室型が整備されています。一方で、多床室というのがありますが、低所得でも気軽に入れる多床室の特養を整備していく必要があると考えます。待機者解消に向けても必要な対策ではないでしょうか。どのように捉えているのかお聞きします。

3点目は、介護施設の老朽化についてです。

当組合管内の介護施設には築20年、30年という施設もふえているのではないのでしょうか。中には40年以上も経過していて、建てかえを考えているとの施設もあります。老朽化している施設は多くの場合、運営が厳しいため自力での修繕は困難だと訴えています。現在、介護保険事業計画の施設整備は新設の整備計画だけです。既存施設の老朽化対策も盛り込んでいく必要があるのではないのでしょうか。介護施設の老朽化対策のための整備計画を策定する考えはないのかお聞きします。

4点目は、災害時の対応についてです。

介護事業所は、災害時に福祉避難所として、指定避難所での生活が困難な高齢者などの受け入れを行っております。特に水害の被害地域にある介護施設では、水害の発生時には避難者や食料、物資を守るため、さらに安全な場所へ移動させなければなりません。大変な労力となります。そのため、介護事業所から災害状況の正確な情報がほしいとの要望が出ております。災害時に介護施設へ正確な情報を伝える体制はできているのかお聞きします。

また、福祉避難所を円滑に設置するための準備や事業所への指導はどのようになっているのかもお聞きします。

5点目は、介護職員の離職対策についてです。

厚生労働省のアンケート調査では、介護現場の人材不足の状況について、採用が困難な理由の一番に挙げられているのが賃金が低い、次に仕事がきついということです。こうした背景から、介護職の新たな人材確保は全国的にも切実な問題となっているところです。

ただ、管内の介護事業所では、あわせて職員の離職対策が悩みの一つとなっています。新たな離職を生まないためにも離職の理由をつかみ、相談窓口などの対応や職員のストレス解消の具体的な方策などについて評議員から指摘を受けているということです。

アンケート調査の結果でも、介護職員の退職理由について、職場の人間関係に問題があったとする回答が少なからずあることから、こうした指摘がされていると思われませんが、しかし、このような相談、サポート体制、カウンセラー的な職員の配置など、極めて専門的な対策を施設だけでの対応で解決する問題ではないと考えます。介護職員の離職対策として職員のストレスマネジメントの方法など、介護施設への対応についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とします。

御清聴ありがとうございます。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、生活支援コーディネーターについてのお尋ねがございました。

この生活支援コーディネーターの活動目的は、住民が高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせるように、住民主体の助け合い活動などの生活支援体制を築くということであります。

令和元年度は一関市に4人、平泉町に1人を配置しておりまして、管内の日常生活圏を10の圏域として分割した上で、1人当たり1から3の圏域を担当してもらっております。

具体的な活動としては、まず、市民センターや地域団体との連絡調整というものがございます。それから、各地域の民生児童委員が集う定例会などがございますが、それらの会議に出席をするというところが一つあります。さらには、交流や運動を目的としたいいきいき百歳体操などの活動の場があるわけですが、それに訪問を重ねて、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握、あるいは地域課題の掘り起こし、地域資源の発掘などに取り組んでいるところであります。

本年1月末現在の活動件数は全体で1,131件、電話や窓口での対応を含めると1,237件、1人当たりにしますと1カ月に約25件という報告が上がってきております。

次に、生活支援コーディネーターの支援によって介護予防サービスの取り組みが図られた事例について、主なものを申し上げますと、花泉地域の通所型サービスB、この取り組みの増加が挙げられると思います。

この通所型サービスBは、NPO法人や地域のボランティア団体などが実施主体となって行う介護予防サービスでございまして、取り組む団体数が平成29年度は1団体でございましたが、これが令和元年度の1月末現在では6団体に増加したところでございます。これは、生活支援コーディネーターが住民との話し合いを重ねて、その地域の実情に応じて助言、あるいはその他の事例を紹介するなどの支援をしたことによって、地域が実施主体となって高齢者を取り巻く課題を解決していく体制が構築された事例として考えているところでございます。

また、地域の高齢者グループや団体が取り組む健康増進活動やいきがづくり活動に対して、生活支援コーディネーターが各種助成制度の情報提供をして助成金が受けられたという事例もございます。

生活支援コーディネーターの配置については、令和2年度は令和元年度の5人から1人増員いたしまして6人体制とする計画でございます。

令和3年度以降の体制については、今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加して、調理、あるいは掃除、雪かき、見守りなど日々の暮らしを支える多様なサービスの需要が増加すると見込まれますことから、令和2年度に策定する第8期の介護保険事業計画において適切に対

応してまいりたいと考えているところであります。

次に、特別養護老人ホームへの入所待機者の状況についてのお尋ねがございました。

施設に入所申込書を提出しながら入所ができていない状態にある入所待機者数は、平成31年4月1日現在で在宅の方が162人、そのうち早期に入所が必要な方は133人でありました。

この待機者の本年2月1日現在の状況を見ますと、特別養護老人ホームなど、いずれかの施設に入所された方が47人、亡くなられた方が24人となっているところでございまして、平成31年4月1日時点と比較いたしますと、在宅の入所待機者数は162人から94人減少して68人となっておりますし、そのうち早期に入所が必要な方は133人いらっしゃったのですが、77人減少して56人となったところであります。

なお、早期に入所が必要な方については、他の介護サービスを利用しながら待機していただいているところでございます。

入所待機者の解消に向けた取り組みとしては、第7期介護保険事業計画で特別養護老人ホーム1施設50床を整備することとしておりまして、今月末に開所する予定となっておりますことから、待機者の解消がさらに進むものと考えているところであります。

令和3年度からの3カ年を計画期間とする第8期の計画においても、引き続き入所待機者数の状況を踏まえて、必要な施設の整備を計画をしまいたいと思います。

また、介護人材の不足などから新規の施設整備が進まない状況にございますことから、施設整備計画とあわせて介護人材の育成のための研修会の開催など、構成市町と連携して取り組んでまいります。

次に、1居室当たりの定員が2人以上の相部屋である、いわゆる多床室についてでございますが、利用者にとっては利用料が割安となるほか、孤独感を感じにくいといったメリットがあるのが事実でございます。その反面、プライバシーが制限されるとか、インフルエンザなどの感染症が発症した場合に、施設内感染のリスクが高くなるなどのデメリットの部分もあるのもまた事実でございます。

さらに、事業者にとりましては利用料が安いことから、受け取る介護報酬が低額となるということがございます。その反面で、少ない介護職員で多くの入居者を介護できるというメリットがあるのも事実でございます。

特別養護老人ホームの整備については、厚生労働省では利用者の尊厳を重視して、個室でありながら居間などの共有スペースを併設するユニット型個室の整備を推奨しているところでございますが、地域の実情に応じ多床室の整備も認められているところであります。

また、岩手県では、各保険者が策定する介護保険事業計画に位置づけられた施設を指定することとしているところでありまして、当組合では第7期介護保険事業計画において計画した特別養護老人ホーム1施設50床について、個室の種類を限定していないところであります。

現在、組管内に所在する特別養護老人ホームは24施設でございまして、定員は1,121人ありますが、そのうち多床室は12施設、定員は618人であり、全体の半分以上を占めているのが現状でございます。

今後、整備を行う特別養護老人ホームの整備につきましては、事業者において個室、あるいは多床室を選択をして事業計画を立てることになりますが、組合においては国が推奨しているユニット型個室の整備を基本としながら、多床室の整備も認めているところであり、第8期の介護保険事業計画の策定に当たっても、計画期間中に整備する施設の居室の種類について、介護保険運

営協議会の意見を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

なお、特別養護老人ホームについては、定員が30人以上の広域型の施設は県が、定員29人以下の地域密着型の施設は組合が指定することとなっておりますが、1居室当たりの定員は県が指定する広域型施設では最大で4人、当組合が指定する地域密着型施設では最大で2人というようにしておりまして、定員の範囲内で多床室の整備が可能となっているところでございます。

次に、介護保険施設の整備計画についてでございますが、介護保険施設については、新たな整備のみならず既存の施設も含めて利用定員を確保していく必要があるというように考えております。

要介護者が必要とする介護サービスに対しまして、施設の種別によっては定員が不足しているものがあり、また、耐用年数を迎える施設もありますことから、介護保険事業計画の策定に当たっては、管内の法人における施設更新に関する情報を収集いたしまして、また、介護保険運営協議会の意見を伺った上で計画策定に適切に反映してまいらなければならないと考えているところであります。

なお、介護保険施設の整備に対する補助でございますが、施設の新設や増築のほか、建物の全部、あるいは一部を撤去し建てかえを行う改築が補助対象となります。補助金は法人が整備しようとする施設の種別ごとに、国が定めた単価に施設数やベッド数といった数量を乗じて補助金金額を算出することになります。

補助を受けるには、介護保険事業計画の施設整備計画に計画されていることが要件となっております。

また、外壁の塗りかえでありますとか浴槽の更新といった施設の維持補修については、利用者が施設との契約によって支払う住居費に含まれることから、補助の対象とはなっていないところでございます。

次に、災害発生時の対応についてのお尋ねがございました。

当組合は構成市町の要請による応援活動を行うほか、災害廃棄物の処理などを行うこととしているところでございます。

災害時の情報伝達体制は、構成市町が地域防災計画に定めているところでございまして、台風や大雨などによる災害の発生が予測される場合には、構成市町が要配慮者である高齢者が利用する介護保険施設に対し、高齢者が適切な避難行動をとることができるように事前に情報提供をして注意喚起を行うこととしているところでございます。

また、介護保険施設に限定したものではございませんけれども、一関市ではFMあすも専用ラジオの自動起動の放送、あるいは防災行政無線、また、緊急速報メールなど、平泉町においては防災行政無線、緊急速報メール、自主防災組織等の広報活動など、多様な伝達手段を組み合わせ、住民の皆様が適切な避難行動がとれるように、時期を逃さずに的確に避難警報を発令することとしているところであります。

構成市町における福祉避難所については、まず一関市では、福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成いたしまして、福祉避難所となる施設と課題を共有するための会議や福祉避難所の設置、運営に関する研修を開催しております。

平泉町におきましては、協定を締結した社会福祉法人と要支援者の受け入れ体制に向けた打ち合わせを必要に応じて行っているところであります。災害発生時において福祉避難所を円滑に開設し運営できるように準備を進めていくことは、両市町とも情報共有しながら取り組んでいると

認識しているものでございます。

次に、介護職員の離職対策についてのご質問もございました。

介護職員の職場内における労働環境や健康管理、メンタルヘルスなどの取り組みは、それぞれの事業主において労働関係法令に基づき行われているものと捉えているところであります。

構成市町においては、介護職員の確保や定着を図るため、さまざまな取り組みを行っているところでございまして、当組合としても介護人材の確保は重要な課題であると捉えていることから、介護職員を対象としたストレスへの理解と対処方法に係る研修会を開催するなど、支援に努めているところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 答弁ありがとうございます。

それでは、生活支援コーディネーターの件でお伺いしたいと思います。

まず、初めに、答弁で令和2年度、5人から6人に拡大しようということで評価したいと思います。

それで、組合では10の生活圏域をつくって、1人が1から3つの地域を担当しているということでした。ただ、この高齢者の日常生活圏域というのは、各中学校区が基礎となると捉えているのですが、その点ではこの10の生活圏域というのはまだまだ広すぎると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 10の圏域が広すぎるというようなお話のようでございますけれども、いずれ、圏域を定めて必要な人員をそこに配置していくということが基本だと思いますので、その圏域に複数いければ本当はいいかもしれませんけれども、圏域については、今は見直しする予定はないところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 高齢者の方がその地域で生き生きと活動していく、安心な生活をするということで日常生活圏域というのが決まるというように思うのです。一気にそういったことができないにしろ、それでは今、10の生活圏域があるということですね。やはり、1つの生活圏域ごとに1人ずつのコーディネーターの配置が必要なのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 10の圏域に1人ずつ配置ができれば当然いいと思っております。ただ、財源とか、そういった部分もありますので、今考えておりますのは、来年度、生活支援コーディネーターのほかに認知症地域支援推進員もお願いしているわけですが、そういった方々を兼務で発令をして対応してみたらどうかということで今検討しておりまして、生活支援コーディネーターも認知症地域支援推進員も地域のほうに入っていくって、いろいろな情報を集めたり、こちらから情報提供したりというようなことがありますので、連携が当然必要な職務でありますから、そういったこともちょっと工夫しながら進めていきたいというように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 認知症の関係でも支援員を増員しながらやっていくということなので、今後、生活支援コーディネーターの方々との連携などという活動状況を踏まえて、さらに拡充すべきところがあれば検討しながらやっていっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い

いたします。

待機者の解消についてですけれども、かなり待機者が減っているということで答弁いただきました。大幅に待機者減になった理由というのは何でしょうか。これまで50人とか、いきなり半分くらい待機者が減というのは考えられないのですけれども、こういった理由なのか伺いたしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほどの答弁の中でもお話しさせていただいておりますけれども、特別養護老人ホームなど、いずれかの施設に入所されたという方が47名いらっしゃいました。それから、亡くなられた方が24人などということで、平成31年4月と比較しますと減っているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうすると、早期に入所するというような方は、今年度の新たな施設ができるということで、それがほぼ解消するというような見込みであるという先ほどの答弁だったのですが、そういうことで確認してよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） これも先ほどお話しさせていただいておりますけれども、早期に入所が必要な方が133人から77人に減少して56人となったということで、今回整備されますのが特別養護老人ホーム1施設50床ということですので、まだ足りないというような、ここに全て入れればですけれども、大方は対応できるのかと思いますけれども、まだ足りないということだと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） それと、現年度4月時点で全体での待機者数というのが538人という答弁がありましたが、在宅とか早期だけではなくて、今時点での全体の待機者数というのはどのくらいになっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 入所待機者の538名のうち、在宅の入所待機者数が162人というような形で押さえているのですけれども、その後の538名の追跡調査といいますか、そちらのほうはまだできていないということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、今後の課題としては、在宅の支援とまたふえるかもしれないその早期に入所が必要な方々の対応だというように思うのですけれども、多床室にもメリットやデメリットはあるかとは思いますが、やはり高齢の年金生活者の方々、自分の生活だけでちょっと大変だといったような方々が本当に気軽に入れる多床室というのもまだまだ必要ではないかと思うので、こういった部分についても引き続き、待機者家族の要望や施設の要望を聞いて施設計画に反映させていただきたいと思いますが、その点についての取り組みといいますか、状況把握ですね、その点についてはどのように進めていこうとしているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） これまでも組合のほうでは、居室の種類といいますか、多床室であったりユニット型という指定はしておりませんで、トータルで利用の定員を確保するというような形で進めてきておりますが、第8期の介護保険計画の中では少し検討させていただきたいというように思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 高い有床しか残ってなくて困っているという利用者がいないような、きちんと調整できるように整備計画を進めていただきたいと思います。

介護施設の老朽化についてですが、これは答弁の中でも利用定員をしっかりと確保できるように情報収集するということで答弁をいただきました。情報収集という形をとるという姿勢に大きな期待をしています。

事業主から言わせたら、多額の借入れなどをしながら新しい施設をつくるということは、介護報酬やそういった問題から、今でも運営が厳しい中で大変だというような声があるわけで、そういった整備について、きちんと国の財源を使って整備を進めるということが本当に大事になってきていると思います。この点について、今後どのような形で進めていくというか、定員をきちんと確保して待機者の解消にもつなげていくという取り組みが必要だと思います。現場を把握するということになると思いますが、具体的にその情報収集という形はどういった内容で進めていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その把握方法ですけれども、施設を訪問したり、そういう機会もございすし、介護保険運営協議会での意見をいただくということもあるかと思いますし、さまざまな場面で収集をしていきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 各介護施設の体力といいますか、運営に対する悩みとか、組合や構成市町などに要望等もあると思うのですよね。そういうことを考えると、聞き取りのような情報収集といいますか、アンケート調査のようなものが必要になってくると思うのですけれども、そういったアンケート調査をすべきではないかと思うのですが、その点についての考えはどうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） アンケート調査につきましては、必要に応じて対応させていただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、今、施設からの要望状況を調査する上でも必要な時期ではないかと思います。介護計画の第8期に向けても、今の時期にきちんとそういった事業所の要望なども鑑みて計画をつくる必要があると思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、事業者の方が新しい施設を建てることができない大きな壁として、建物自体も問題なのですが、土地を購入しなければいけないというのも大きな壁になっているというお話をいただいております。こういう点では、これまで一関市なども東の地域の介護施設等には無償貸与などを行っているところですが、西の地域についてはそういった例はなくて、有償、自前で購入しているという状況になっていますが、この地域格差というのはどういうことで起きている状況なのでしょう。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 社会福祉施設の整備に関して、構成市町、とりわけその中でもさらに一関市において西とか東とかというお話でございましたが、それはそれぞれの構成団体における財産処分、財産管理の考え方によるものだと考えてございますので、この場においてそれ以上のことについては言及を差し控えさせていただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、そうした問題についても構成市町のもとで、なるべく公平な対応をするようにというような意見が出ておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

災害時の対応についてですけれども、避難所の運営についてマニュアル化しているということでした。研修もしているということですから、その参加状況などはどのような様子になっているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 災害時の対応につきましては構成市町が行うということで、私ども組合については連携する、協力するというような立場でございまして、今の御質問の内容につきましてはお答えをできません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうすると、介護施設でそういった災害時に対する相談などというのは、直接組合のほうには来ることはないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 基本的には構成市町のほうにいくものと考えております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 介護施設が対象の部分でお伺いしております。福祉施設全体となると構成市町が窓口になるのが当然だと思うのですが、介護施設といったときに組合のほうでそういった状況を把握していないというのは問題があるのかなというようにも思いますので、そういった部分については、なるべく災害救助法という部分で福祉避難所をきちんと介護施設にも設置することになっておりますので、そこら辺の支援も構成市町だというような形ではなくて、いろいろな相談にのっていただければと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 災害対策につきましては市町村の事務でありますので、組合では要請によりまして応援することになります。情報共有は当然させていただきます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、本当に災害が起きれば、庁内もですし、組合も当然対応に当たらなければならない事態ですね。そうしたときに、平時でそういう現場の状況をつかんでいないで災害に対応できるかというところ、そこはちょっと疑問に思いますので、介護施設についての避難所に対する運営とか対応、マニュアル、現状、各施設の規模にもよります。そういった部分では、もう少し管内の介護施設の避難所に対する取り組み方とか相談したい部分とかという部分をきちんとつかんでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

介護職員の離職に対しても、それぞれの事業所ということで対応しているという答弁でございました。今、本当に介護職員をどうやって新しい人材を見つけるか、そして、今働いている人にも長くそこで勤めていてもらえるかという対策が非常に大事になっていると思います。

介護人材については、今問題になっているのは、介護派遣事業というのがあって、事業所の方々も、新しく入っても3カ月や6カ月でやめるというような背景があるということで本当に困っていました。その背景にあるのは、介護派遣事業というのがあって、1人をあっせんするのに年収の大体3割、60万円ほどですね、1人あっせんするのに60万円かかるというような状況にもなっているようです。来た人もそういう関係ですぐやめて、渡り歩いているという悪質な部分も

あったりするということで、本当に話にならないということもあります。そういった部分で、今、介護人材の不足という点は本当に深刻で、そういう意味では介護保険というのは事業所だけでは行き詰まっているということだと思いますので、介護職員も確保する施策、事業所だけではなくいろいろな支援策を構成市町とも協力しながら、組合でも支援策を考えていただきたいと思っておりますが、この点について何か御所見がありましたらお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 介護職員の確保であるとか定着という部分につきましては、構成市町に取り組みをいただいております。組合としましても、介護人材の確保は重要な課題であるというように捉えておりますので、機会あるごとに研修会であるとか、そういったものを開催しながら支援に努めてまいりたいというように思います。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 11番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

次世代、次のごみ処理方法についてお尋ねします。

この一関地区広域行政組合で管轄している管内のごみ処理場が近いうちに決まろうとしています。その呼び方が、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設と呼ばれることが多々あります。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設とは、ごみを燃やすことかとの問いにそうだと答えられたことがあります。でも、あるときは、必ずしも燃やす方法の一边倒ではないように答えられたこともありました。ごみの処理方法は一体どのような方法を考えているかお尋ねしたいと思います。

管轄している市民、町民、計画されている周辺の住民、その方々にとっては、ごみの処理方法が非常に重要ではないでしょうか。周辺の住民の協力を得るためにも、処理方法は重要です。前から何度もこの場でも、また、一関市議会の間でもお話ししているように、燃やさないで処理する方法、これは今の時点でも非常に重要です。

少し前までは燃やすのがベストで、燃やさなければ処理できないと思っていた時代がありました。今は燃やさない方法をとっている自治体が多くあります。そして、その方法を指導するコンサルタント会社もあります。

燃やさない方法をしている自治体も多種多様であります。とられている方法も一長一短あるような気がします。どこそこをまねれば、どこそこの方針がよいと言えない部分があるような気がします。ただ、言えることは、燃やさない方法の分別したごみの処理方法が科学的にもその方法に近づいている、また、燃やすときに出る排ガスの分析も進んでいると思われます。

衛生的にどうしても燃やさなければならないというも答弁された紙おむつは、大会社のユニチャームが、使用された紙おむつを再生処理するプラントの実証試験を終え、再生処理プラントの

販売を始めるということです。

また、災害ごみを処理するために燃やすと言いますが、時間がかかっても分別するということの方が大切ではないでしょうか。そこには雇用が生まれます。東日本大震災では、沿岸の市町村がこれを取り入れて雇用を確保したといわれます。

焼却前のごみを分別することにより貴重な資源も回収されています。一関市長が提案して、小型家電から回収している金や銀、オリンピックのメダルにと特に有名になったではありませんか。

ごみの中には金や銀という直接金目のものばかりではありませんが、灰や汚泥からバナジウムなどの貴重なレアメタルなども取り出せるくらいに工業技術は進歩しているといわれます。

たとえ燃やしたといっても、全てが気体となるわけではありません。燃やしたごみの量の10%前後は灰として不燃物として残るといわれています。燃やさなければ、紙資源、布資源、プラスチック資源、従来から行っている金属資源、バイオマスの燃料としての木くず類、そして生ごみや処理機を使っの堆肥資源、燃やさないごみを処理している自治体の分別を見たり聞いたりしますと、20種類から30種類に分別しているといわれます。びっくりしたのは、瀬戸物のかけらまで分別再生に向けている自治体がありました。

このように、分別再生に向けて取り組むなら、燃やしたときの不燃物や灰の残量が約10%といわれますが、燃やさないときのどうしても再生できないもの、今の科学では何ともならないものは2、3%といわれています。もう少し研究が進めば、先ほど述べた紙おむつのように、もっと残量が減るものと思われる。

ごみ処理の先進国のドイツでは、例えば瓶など定形外の再生、回収できない特殊な鋼製などの瓶などは、メーカーに回収させるか費用を負担させているといわれています。そうしますとメーカーではコスト高になりますから、自然と再生できるものに変えていくといわれています。

このように、行政の指導の強さに差があるところはまだやむを得ません。

それ以上に大きな問題は、地球環境の問題です。地元紙の報道でも、あと10年以内にCO₂を減らし、パリ協定の気温上昇を1.5度以下にしないと取り返しがつかないといわれています。

温暖化防止のために一関市でも取り組んでいると報告されています。平泉町でもそれなりに取り組んでいることでしょう。わずか1日100トン規模であろうとも、それらの動きに逆行するものではないでしょうか。何しろ、ごみ1トン燃やすことによる排ガスが1万立方メートルも出ると盛岡市の元岩手大学教授の方のお話でした。

もし燃やすことになれば、約100トンとしても1日その1万倍、その稼働日数、普通の計算機では計算できない量の排ガスが出るということでしょうか。

それ以上にこの問題は、その排ガスの毒性の問題です。燃やしたときの排ガスが周辺に漂う、誰もこれをよしと言う人はいないでしょう。建設に向けて説明する担当職員でさえ安全、心配ないと思う人はいないのではないかと思います。

普通、焼却場の煙突は高く設定され上空に拡散されると思いますが、調べた人は、温かい空気の塊になり、冷えると地上近くまで降りてくるといわれています。包まれない熱気球です。それとごみとが反応して新しい物質が生まれる可能性があるといわれています。

焼却炉の中で、千数百度の高温の中でどのような化学変化が起きているか、どのような物質ができるか、不気味な世界だというわけです。

このように、燃やすことは何一つプラスはありません。燃やさないごみ処理方法を掲げ、用地の選定に当たってほしいと願っていますが、いかがでしょうか。

次に、現実的なごみの減量、再分別についてお尋ねします。

焼却ごみの減量を図るためには、収集されたごみを再分別して資源化を図り、焼却ごみを減らせないかと思うのです。

ごみのステーションを見ますと、さまざまなごみが袋に入っています。その中でも、手をかければ分別すれば資源化できそうなごみ袋もあります。それらを別扱いをして再分別をする体制にならないものでしょうか。ごみを出す市民がきちんと分別してくれればよいと思うのですが、それを指導する市や組合のほうも、今の現状では遠いような気がしますので、それまで収集されたごみの再分別を図れば減量になるのではないかと思うのです。紙類は市内の紙工場へ、プラスチック類は今まで出しているところへ、どうしようもない生ごみが混ざっているようなものは生ごみ処理機へ、そうして少しでも焼却ごみを減らすことは費用の節約にもなるのではないのでしょうか。

かつて、大東清掃センターでは、1トン燃やすのに3万9,000円かかるといわれていました。減価償却費を計上すればもっとかかるのではないのでしょうか。曲がりなりにも、現状を見て取り組める方策を考えられませんか。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、新たな一般廃棄物処理施設についてのお尋ねがございましたが、処理の方式や施設の規模など、整備する施設の具体的な内容につきましては、現在、候補地の絞り込みとあわせて構成市町とともに検討を進めている段階でございます。このうち、処理方式については、信頼性が高く、安定性や耐久性に優れた技術であること、環境負荷が低く抑えられること、廃棄物を資源として活用できること、災害時でも災害廃棄物を受け入れて確実に処理できること、建設や維持管理において費用対効果の面で経済性に優れていること、そして、仮に焼却しない方式を採用した場合は、中間処理によって生成された化合物が安全で安定した最終処分ができること、これらの点を総合的に評価をして、他の自治体の事例や近年における動向、あるいは専門家の助言などもいただきながら決定していきたいと考えているところでございます。

次に、焼却対象廃棄物の減量化についてのお尋ねがございましたが、当組合では可燃性廃棄物のうち、紙類、ペットボトル及びプラスチック製の容器包装類は、可燃ごみとは別に分別をして資源物として収集を行い、焼却量の軽減、減量化を図っているところであります。

収集した可燃ごみをさらに手で選別して、資源となるものを分別し焼却する量を減らすという考えはないのかというお尋ねがございましたが、現施設に可燃ごみの手選別の工程を加えるためには、収集した可燃ごみの袋を開封するための準備や、手選別するためのスペースなどの施設上の大規模な改造、あるいは作業員の増員も必要となっておりまいます。廃棄物を処理するための新たな費用が発生して、これを構成市町、あるいは住民から負担していただくようになる場合も生じてまいります。

また、可燃ごみには、衛生上の観点から焼却処理が望ましいものも含まれております。したがって、収集した可燃ごみを作業員がさらに手で分別する作業部分を取り入れるということは、現時点では考えていないところでございます。

一方で、可燃ごみに限らず、廃棄物全体の減量化や資源化を図ることは非常に重要でございます。したがって、分別の徹底、あるいは集団回収など、引き続き廃棄物の減量化に向けて構成市町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ありがとうございます。

それでは、順次質問してまいります。

先ほど、前の藤野議員の質問した内容ともかなり重なっているところがありましたけれども、私なりに質問を続けさせていただきたいと思います。

焼却方法を検討していると言いながら、幾つかの方策をやりました。その中で最後に中間処理をしたものが燃やさない方法で安全だという確認だと、その中間処理というのはどのようなことを考えて中間処理というお話だったのでしょいか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 中間処理というのは、焼却でありますとか堆肥化でありますとか、そういった処理のことになります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういうことではなくて、焼却というのではなくて、焼却しない場合、中間処理したとき、その安全とか何かという話でした。具体的には何のことでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 廃棄物の処理には、中間処理でありますとか最終的な処分といった各段階がございます。総じて、中間処理と呼ばれているものは、その廃棄物の状態を変容させる、あるいは圧縮化をして減量させる、そうしたことで安全に最終処分の段階まで持っていける、そういったような処理工程だと存じております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういう部分は私も想定できないわけではありませんけれども、今の答弁と私の考えが合わない場合もありますので、具体的にはどういうことを指して今の答弁をいただいたのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど総論的なといいますか、総括的なといいますか、概念的なといいますか、そういったことをお話しいたしました。具体的にはどういったことかとなれば、先ほど事務局長が答弁いたしましたように、焼却でありますとか、あるいは堆肥化でありますとか、そういったような方法が現在の技術としてはございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私が質問したかったのは、答えをいただきたいのは、中間処理の中で燃やさないでやった場合という話をしましたよね。ですから、燃やしたときの部分は今までのとおりですから想定できます。燃やさないで中間処理した場合にどういう点が危ういのかということですね。具体的にお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 具体的に危ういというのは特にはないと思うのですが、例えば燃やさない方法であれば、厨芥類の処理とかがあると思うのですが、こちらのほうは高速堆肥化という処理技術がありますし、バイオガス化というような方法もございます。それから生成され

るものが堆肥であったりメタンガスであったりということで、それを利用するという事で肥料として利用したり燃料に利用したりというような、そういう処理になっていくと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういう問題に対しては、今まで各地の自治体やそれなりの技術の報告では何の問題もなく進められているということであって、問題化するものではないのではないですか。今、答弁あったものは何の問題もないでしょう。問題があるのですか。問題があるというような管理者の答弁だから私は再質問しているのですよ。何がそこら辺に、今、事務局長が答弁したので問題があるのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 特に問題があるというようなことは申し上げていないと思っております。今検討しておりますのは焼却の方法と非焼却の方法を全て検討しているという状況であります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういうことではなくて、焼却と焼却しない方法は検討していると。しかし、焼却しない場合は、中間処理において安全かどうか問題があるという話をされたから、どういう点で具体的に問題があるかということですよ。管理者が答弁であればどうぞ、お願いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 小規模なものであれば、あるいは小型、軽量のものであれば焼却しない方法である程度の安全性というものが保たれるということもあるかと思います。しかし、それが、この一関、平泉の管内から排出いたします、かなりの量のものを定期的に安定的に継続して処理するといった場合には、かなりのいろいろな問題が出てまいります。それは焼却する場合であれ、焼却によらない場合であれ、それぞれのメリット、デメリットがありますので、そういったものを比較考慮することです。

ただいま、例えば燃やさないとしたときにどういったような問題点云々という話でしたが、先ほどの質問の中で手選別の話がありました。例えば今、新型コロナウイルスで皆さんが大方マスクをしていらっしゃいます。そのマスクというものも、表側に触らないようにして取り出して顔から外して、そうしたものを廃棄物に出されます。それを手選別をするとか、あるいは焼却しないで何かの状態を変容化させ、最終処分の段階まで一定の安定した状態で維持をしていくというような技術的な問題もあろうかと思います。そういったことなどを一つの例として申し上げましたが、そういったことの総体としてのお話でございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私が質問したことに新たにかこつけて答弁いただいているのですけれども、今新たにコロナウイルスのマスクの問題がありましたけれども、それはそれとしてきちんと対応する方法があります。ですから、何もそこまで言わなくても大丈夫ですよ。今まで答弁いただいたのは、衛生的という言葉が先ほどからありましたけれども、この衛生的というのは何でしょうか。私は紙おむつ類ではないかと思って推測してやっていますけれども、そのほかにどういうことがあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 紙おむつのほかには、例えば医療廃棄物、血液とかそういった、家庭から排出される医療廃棄物、そういったものもあるかと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 燃やさないためにはそういうさまざまなことがありますけれども、先ほど大きな問題で言った紙おむつの問題、それは一関市議会でもそういう質問をした方がいらっしゃいましたから、それはどのように処理するか御存じでいらっしゃいますね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 組合議会場でありましたか、市議会場でありましたかはちょっと記憶は定かではありませんが、紙おむつの廃棄処理といったものをあるおむつのメーカーの方のほうで開発をしたという話題に及んだことは記憶がございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 新たな問題が次々と発生します。確かに、今年になって新型コロナウイルスの問題に対しては、非常に各国ではてんてこ舞いしているのですけれども、でも、今まで発生しているそのものに対しては科学技術が追いついて、かなり処理してやっています。ですから、やれる分からやっていく。つまり、燃やさないでやっていって、どうしてもその課題が残る分は新たな技術で対応していくのだと、こういう考えがないと、今あることに流していくのだ、それが従来どおりやっているから安全だ、そういう形では新しい部分のことなどはできないのではないですか。もっともっといい形があるはずなのです。そういう考えは持っていないのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 新しい技術がたくさん出てきているというのは承知しておりますけれども、私たちが施設を整備するときには、その技術の確実性や実績など、いろいろなところから検討しないと、何百億円という予算を使うわけですので、軽々にはそういった新しい技術に飛びつくというものなかなか難しいというように思っておりますけれども、一つ一つの技術をちゃんと検証した上で、処理方式とかそういったものは検討していきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 検証して使う、それは当たり前ではないですか。私よりずっと若くて優秀な方々ですもの、そういう点は十分に期待できると思っておりますので、ぜひそういう新しいものに対して、それからこれはどうなのだという部分は、今現在、どこにいても世界中のものが知識として手に入る時代ですから、そういう点をどんどん取り入れて対応していくと、これは当たり前のことではないでしょうか。そして、なおかつ、環境によいものを対応していくのだということは、私はそれは当たり前のことだと思うのです。ぜひ、皆さん方は当局初め優秀な職員の皆さん方ですから、ぜひ知恵を合わせて対応していったらいいと思って私は願っています。

次に、ごみの再分別については手でやるというけれども、ごみの中で分別できるものは分別していく、それは新たなコロナウイルスを出すからできないではなくて、今やっているものに対しても結構やれそうなものがあるのですね。ごみの中を見ますと、紙類とか菓子の袋のプラスチック類とか、そういう点で混ざっている分が結構あるのです。そういうものは、手選別するか機械で分別するかは別として、そういう分を対応してやっていくのだと。そうすれば、先ほど言ったように、管理者いわく、人手がかかるのだと言いますが、人手が仮にかかってもごみを減量すれば、その分の費用は減るわけです。そういうことを考えて、そんなに全てが経費倒れではないはずです。そして、ごみを分別して減らすということは、世界の中で日本中の願いではありませんか。そういう点は考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 御質問の趣旨、御発言の趣旨につきましては十分理解をしているつもりで

ございますので、さまざまな選択肢を比較考慮しながら、最善のものを探ってまいりたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それでは、いろいろな選択肢があるということですので、そういう方向で検討していただくと思ってよろしいですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） そのように発言をいたしました。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それから、肝心のごみの処理方法についてです。焼却するか、そうではない方法があるかではなくて、はっきりとその点の方向を出して対応すべきだと思うのです。どちらもあるからどちらをとるかということですが、焼却されるのとされないのでは、住民にとって、周りの人たちにとって大きな差が出ます。これは今から決めてかかる必要があると思いますけれども、そうは思いませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） まさに今、施設整備検討委員会のほうでそれを検討させていただいているということです。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 用地の説明に入ったし、それからまた入るのだそうですけれども、そのとき、検討中ではなくて、これはどの方向でやるのだ、皆さん方にはできるだけ環境の負荷をかけない、そして焼却しない方法でごみ処理をしていくから協力してほしいと、そういう話はできないのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民説明会等につきましては、決定事項を伝えるということよりも、住民の皆さんから御意見をいただくというような、そういう場にしたいと思っておりますので、そういった形でここも進めていきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 住民にとっては、ごみの処理をするのだということはほとんど焼却炉をつくるのだという思いで私はいらっしゃると思うのです。しかし、ごみを燃やさないコンサルタント会社の話では、全国各地のごみ処理の場所を決めるためには非常に住民とのあつれきがあって、これを決めるためには非常にエネルギーを使うという話をされていました。これは一関地区だけではなくて、全国的にそれは思うかもしれません。しかし、ごみを燃やさない方法だということであれば、ハードルは高くないというような話でした。そういう思いはありませんか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の質問について、反問したいのですが。

議長（小野寺道雄君） この際、管理者の反問を許可します。発言時計を止めてください。

管理者（勝部修君） 今の議員のお話の中でそういう話もあったということですが、具体的にどのどなたのお話でしょうか。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 九州のコンサルタントの会社です。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を再開します。発言時計を進めてください。

11番、那須茂一郎君。

- 11 番（那須茂一郎君） 実際にどちらがどうではなくて、きちんと決めて、焼却しない方法でゴミ処理したいので協力してほしいという形で私は地域住民にお願いするのです。そうすれば、例えば今現在、日本なり世界でもという話がありますけれども、燃やさない方法をやっている自治体とかの方法があるという話でした。ですから、それらを含めて、私は早急に当局のほうで方針を決めて住民に説明するべきだと思うのですね。そうすれば、住民も違うし、それからさまざまな方法があるという話でしたけれども、それらも含めて、私はすぐにいろいろなデータとか何かを検討して、こういう方法をすれば燃やさないでやれると、そのほうが全然問題なくやれるのだと、そして肝心の10年後、稼働する時期に排ガスで問題になるようなことはない、そういうことで私は今すぐにでもその方向を決めて対応していくのだと、私はそれが一番大切だと思っていますけれども、改めてその点は御答弁いただけますか。

議 長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私が壇上から最初に申し上げたのは、処理方式、あるいは施設の規模等も含めて、現在整備する施設の具体的な内容について、候補地の絞り込みとあわせて構成市町とも共通認識を持って検討を進めている段階ですというお話をしたのです。その段階では、焼却一本でいくということを決めたわけでもないし、焼却以外の方式でやるということを決めたわけでもないし、それも含めて今検討している段階ですということをお話しした、それに尽きます。それを議員は、燃やす方法ではないことを住民にはっきり示すべきだという御意見ですから、それが御意見であればそれは御意見として伺っておきます。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

- 11 番（那須茂一郎君） そのところは非常に私は答弁の中で問題だと思っています。というのは、燃やすか燃やさないか、一応住民の意見を聞きながら決めると言いますが、しかし、実際にキャスティングボートはこちらで持っているわけです。こちらということは当局のほうで持っているわけです。一応了解をもらったから、それではフリーハンドでやるのだ、つまり、先ほど述べたいろいろな条件をクリアするから大丈夫、燃やすのだと、それからエネルギー回収型施設云々でやれば、これは先ほど前の議員に答弁されたように、いろいろな形で焼却して、そのエネルギーの分の回収をしてやっていくのだ、こういうやり方ではだめだと思うのです。この燃やすか燃やさないか、非常に大切なところであります。その点は過去に覚えていらっしゃるいませんか。焼却施設という部分であれば非常に大きな問題を抱えます。しかし、ゴミ処理するのだ、焼却しないゴミ処理するのだ、これはものすごくハードルが低いと思いませんか。この際、それではどう考えますか。そこで、私が言っているのは。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど御質問の中で、焼却に比べて非焼却のほうが住民の皆さんの抵抗が少ない、だから、理解が得られるから非焼却ということを出してはといったような話がございましたが、そうではないと思っております。私どもとしては、焼却であるか非焼却であるか、市民、町民の皆さんの家庭から排出される廃棄物を確実に安定的に、しかも、経済性も含めて、環境面も含めて処理をできるといったような方式を今検討しております。この1年間の中で、新年度において決めていくことは、選定委員会において選定をされた4カ所、4カ所の中から1カ所、1カ所を決めるということと、あわせてどのような処理方法にするか、どのような最終処分する方法にするか、どのように余剰のエネルギーを活用していくか、そういったことを同

時進行でやってまいります。説明会の都度、私どもはここまで検討しました、それを説明会において、披瀝、説明をいたしまして、それに対する質問、意見をいただく、その繰り返しで一つ一つ前に進めてまいります。そうしたところで1年間をかけて場所も中身も決めてまいりたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 私は、今答弁された内容は非常に問題があると思っています。というのは、決めてエネルギー回収施設で燃やすのだと、しかし、燃やさないかもしれないという形でやって、最終的にはどちらか一つにしか決められないのです。つまり、燃やさないかもしれない言いながら、やはり燃やさないと困るのだという形にやっていくやり方については、私は市民が非常に困ると思うのです。そういうやり方が何となく感じられたので、この質問を出しました。はっきりと決めてかかったほうがいいのではないですか。そして、もしも、私一人が燃やさない方法と言って、全市民が燃やせ、燃やせと言うのであれば私も我慢しますが、しかし、燃やさない方法は多くの自治体や市民の方たちでも望んでいる方もいらっしゃいます、数えたことはありませんけれども。そして、皆さん方も、今までそういうことは出ていないけれども、燃やさない方法も検討課題に挙げてきました。この流れはやはり無視できないですね。それが両方あって燃やさないほうで検討したけれども、どうしても燃やすほうが効率よくてよかったというやり方をされたら、みんながっかりするのではないですか。ですから、私は、今現在皆さんが思っているのはハードルが高いかもかもしれません。しかし、それを燃やさない方法で再検討して構築していく、これは当局が掲げる大きな課題ではないですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） かねての答弁の中では、どちらかオンリーにするといったことではなくて、併用も含めて検討していくということを申し上げました。それが処理方式についての一つであります。それからもう一つ、先ほど説明会というようなことを申し上げましたが、それは市民、町民どなたでもおいでいただけるようにして開催をさせていただいてございます。私どもの案、検討状況の公表、そして御質問、御意見をいただくというのは、たまたま候補地の近くで開催する会場もでございますけれども、全てにおいてそれは市民、町民の皆様から御意見をいただくということでございます。ただし、私どもとしても、専門的な知見を持ってさまざまな観点からのアドバイスも頂戴いたしまして、そういったようなことも含めて一つ一つについて丁寧な説明をして最善のものを探っていくと、これが一番だと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） いろいろ検討しているそうですけれども、それでは燃やさない自治体も全国的に、数えたことはありませんけれども、あちこちで話を聞いています。そういう方たちの分を調べたことはございますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 視察に伺ったりして、いろいろ情報などもいただきながら調べております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それでは、視察に行ったところの自治体の名前を差し支えなければ教えてください。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今ちょっと資料がありませんので、今、記憶でお話をさせていただきます。

たので、後ほど議員のほうにお知らせしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 最後に、やはり燃やさない方法をきちんと掲げて対応するのだと、それにあわせて当局の職員もろとも御協力いただいて対応していくのだと。これはいろいろな自治体で、私が知っているだけでも何カ所か聞いていますけれども、しかし、それらはベストではないです。ベター程度かグッド程度かかもしれません。しかし、燃やさないという方向でみんな頑張っています。これは先ほど述べたように、環境の問題が非常に大きく作用しています。ですから、燃やすことによって、先ほど述べたように燃やした煙をよしとする人はいないのではないかと思うのです。もしもそれを普通の温泉のように自分の家に引き入れたいというような人がいたら教えてほしいと思っています。それほどごみを燃やした排ガスは、安全と言いながらも課題が大きいです。ですから、それらを含めて、自分やみんなのためにも燃やさない方法を検討していただきたい。そして、それを掲げて用地選定に当たっていただきたい、そう思って私の質問を終わらせていただきます。

終わります。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を専決処分したものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第1号、一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分について、補足説明を申し上げます。

別紙の専決処分書をごらん願います。

専決処分を行いましたのは令和2年1月24日であります。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、令和2年4月1日に施行されます。

この改正法の主な内容は、特別職の任用について、専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに厳格化すること、それから臨時的任用職員の任用について、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化すること、それから一会計年度を越えない範囲内で置かれる一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図ること、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備することなどでございます。

この改正法の施行に伴いまして、当組合の会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例をごらん願います。

第1条は条例の趣旨であり、会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに単純労務者の給与の種類及び基準を定めるものであります。

第2条は、会計年度任用職員の給与等について、一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の例によると定めるものであります。

参考資料の1ページをお開き願います。

第2条となりますが、会計年度任用職員には1週当たりの勤務時間が常勤職員に比べ短い短時間会計年度任用職員と1週当たりの勤務時間が常勤職員と同じフルタイム会計年度任用職員の2種類があります。

改正後の地方自治法において、短時間会計年度任用職員には報酬を支給し、期末手当を支給することができることが規定されており、また、フルタイム会計年度任用職員には給料を支給し、期末手当のほか各種手当を支給することができることが期待されておりますことから、当組合においては、改正法の趣旨に沿い、会計年度任用職員に対し報酬、給料、期末手当等の各種手当について支給するものであります。

第3条から第13条までは、短時間会計年度任用職員に関する事項を規定しております。

まず、第3条は、短時間会計年度任用職員の給料に相当する報酬について定めるものであります。一般職の職員との権衡、短時間会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い支給するものであります。

第4条から4ページの第12条までは、短時間会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当のそれぞれに相当する報酬について定めるものであります。

第13条は、短時間会計年度任用職員の報酬の減額について定めるものであります。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の給料について定めるものであります。

一般職員の職員との権衡、フルタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い支給するものであります。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額及び支給方法について、一般職の職員の例により支給することを定めるものであります。

第16条から5ページの第18条は、会計年度任用職員の期末手当について定めるものであります。基準日となる6月1日と12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員に支給するものであり、支給割合はそれぞれ1.3月分とするものであります。

6ページをお開き願います。

第19条は、会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法について定めるものであります。

7ページとなりますが、第20条は公務上の負傷、疾病等により休職した会計年度任用職員の給与の支給について定めるものであります。

第21条から第22条は、短時間会計年度任用職員が通勤した場合、職務のため旅行した場合それぞれの費用弁償の支給について定めるものであります。

第23条は会計年度任用職員の勤務時間、休日について、一般職の職員の例によることを定める

ものであります。

第24条は、会計年度任用職員の休暇について定めるものであり、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とするものであります。

第25条は、地方自治法第57条に規定する単純労務者の給与の種類及び基準について定めるものであります。

第26条は、本条例の施行に関し必要な事項は規則に委任するについて定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日を令和2年4月1からとしており、また、準備行為として本条例の施行に関し必要な準備行為は施行日前においても行うことができることを規定するものであります。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

質疑の回数は3回以内となります。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） お伺いします。

一部、この条例によって職員の待遇がどう変わるかというのは今説明を受けましたので、この質問は省かせていただきます。

2点目の月額フルタイム、あるいは短時間の方の給与は幾らになるのかと、もし年額も算出できればお願いしたいと思います。また、今回、対象となる人数についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 最初に、当組合の会計年度任用職員の人数を当初予算で申し上げますと35人になります。内訳は、短時間の会計年度任用職員が34人、それからフルタイム会計年度任用職員が1人ということになります。

それから、会計年度任用職員の給与の算定でございます。報酬や給料の額につきましては、当組合の一般職の職員の給料表を用いることとなり、事務補助や介護認定調査員、それから生活支援コーディネーターなど、来年度、当組合において会計年度認定職員として想定している職員については行政職の給料表を用いることとなります。また、月額の算定に当たりましては、一般職員の常勤職員と同様に、採用する職員の学歴やこれまでの経歴を考慮しまして、それらを反映させた給料表に基づいて算定することとなります。その月額につきましては、現在の臨時、それから非常勤職員の賃金、報酬水準を考慮して設定するということとなります。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） それぞれの職員の年額でありますけれども、介護認定調査員、それから生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、介護予防支援員にありましては、年額276万円ほどでございます。それから介護相談員にありましては、年額102万円ほどとなる予定であります。それから、清掃センターに勤務いたします環境学習指導員は、年額189万円ほどであります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

読んで字のごとく、会計年度任用職員ということですので、毎年度の任用という捉え方でいい

のかどうかという点が1点、あるいは最長で何年というのがあるのかどうか、それについてもお伺いしたいと思います。

いずれ、本来公務員というのは、会計年度を外して正規雇用で働くということが原則だとは思いますが、こういう形で非常勤、あるいは臨時という形になれば、今の給与というのは本当に安定的に入ってくる給与ではないだろうという思いがあるのですが、毎年度、会計年度で任用職員になるための資格といいますか、一般の採用であれば当然採用試験とかいろいろあるわけですが、この会計年度任用職員の更新というのはどういう形になるのでしょうか。毎年度、毎年度ですから、毎年度その都度審査して決めるということなのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 再度の任用の関係でございますけれども、こちらのほうは、あくまでも新たな職に改めて任用されたものとして整理しますので、制限なくといいますか、更新は順次できるということになります。最長はいくらかというのは2回までということになっている、更新が2回ということでございます。

採用の試験の関係でございますけれども、こちらのほうは面接試験であるとか書類選考、そういったものが行われるということになるかと思えます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 会計年度職員というのは非常にハードルが高いと、しかも、不安定雇用になりかねない方々がいっぱいいるというように思えます。

それから、先ほど報酬について伺いましたが、この報酬も2回更新できるとはいえ、会計年度任用職員ですから、そこで熟達したといっても結果的には正規職員のように報酬が上がっていくということには当然ならないでしょうね。それでも、2回までは継続できるということなので、その部分のみの昇給になるのでしょうか。その辺についてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 先ほどの任用の件についてでございますけれども、更新は2回までですから、最長3年ということになります。4年目につきましては、改めて募集いただくというような形で選考させていただくことになります。それから、昇給につきましては、その職に相当する行政職給料表に当てはめまして、その給料表に応じた給料となるものでございます。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第1号は、承認することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第6、議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、所得の低い高齢者の介護保険料を引き下げようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、国が予定している介護保険法施行令の改正に伴い、消費税及び地方消費税の引き上げによる増収分を財源とする第1号被保険者の保険料につきまして、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料の引き下げを行おうとするものであります。

参考資料の新旧対照表をお開き願います。

引き下げ後の額は、第1段階については現行の2万6,800円から5,300円を引き下げて2万1,500円に、第2段階については3万7,600円から9,000円を引き下げて2万8,600円に、第3段階については5万1,900円から1,800円を引き下げて5万100円にするものであります。

なお、この引き下げに伴う財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1を負担するものであります。

議案の2ページをお開き願います。

施行期日につきましては、規則で定める日から施行するものであります。

経過措置については、改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例の規定は、令和2年度以降の年分の保険料について適用し、令和元年度以降の年分の保険料については、なお、従前の例によるものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第7、議案第3号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第3号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、条例で定める介護保険料を減免とする期間が経過したことから、条例を廃止しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第3号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例及び東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、条例で定める介護保険料の減免の対象年度から減免の遡及適用期間である5年が経過し、今後新たな減免対象者が見込めないことから、条例を廃止しようとするものであります。

なお、減免の対象となる保険料の賦課年度は、岩手・宮城内陸地震による災害の被害者の方は平成20年度、東日本大震災の被害者の方は平成22年度から平成24年度となっております。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

質疑の回数は3回以内となります。

3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 質問いたします。

今の説明でこの条例の遡及期間が経過したというような答弁がございましたが、条例を見ると時限立法のような、いつまでやるというような期限が付してある条例ではありませんでしたが、この時期に廃止する理由と、対象者が今何人いらっしゃるのか質問いたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 介護保険料の減免に関する条例についてであります。減免をいつまで遡って適用させるか、つまり、介護保険料の賦課の遡及期間につきましては、平成26年度までの賦課については介護保険法に定めがないことから、厚生労働省の通知による5年程度とする取り扱いとしているところでございます。

平成20年岩手・宮城内陸地震による被災者に対する介護保険料の減免は、平成20年度の保険料が対象となることから、平成25年度末で減免の遡及期間が経過したところであり、また、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免は、平成22年度から平成24年度までの保険料が対象となっており、そのうち、一番最後に賦課した平成24年度の保険料については、平成29年度末でその遡及期間が経過したところでもあります。

このように、いずれの条例も、今後これらの条例の適用を受ける新たな被保険者が見込めない

ことから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、減免の対象者であります。平成20年岩手・宮城内陸地震にあつては対象者は9人、減免額は27万9,000円となっております。それから東日本大震災にあつては、平成22年度分の対象者は20人、減免額は6万8,260円、平成23年度分の対象者は672人、減免額は2,048万8,550円、平成24年度分の対象者は674人、減免額は1,324万900円となっております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 新たな申請者がいないということが理由だということですが、今答弁にあったように、継続して減免をされている方が670人もいらっしゃるということです。被災者の減免の条例は、どのような方が対象になって減免されているのかお伺いいたします。

また、岩手県では、医療費や介護保険利用料などの免除を10年目の今年も継続するというようなことで、被災者の生活を守るという立場に立っています。なので、そうしたことから見ても、今回、この時期にこの条例を廃止するという理由が、期間が過ぎたからということでもいいのかということが疑問なので、その点についてどのように捉えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今回の条例の廃止でございますけれども、介護保険料の賦課の遡及期間が、平成26年度までの賦課については介護保険法の定めがないということで、厚生労働省の通知によって5年程度ということでの扱いだったわけでございます。5年程度ということでございますので、本来であれば5年でびったり廃止するとなれば平成30年で廃止はできるのですが、5年程度ということでちょっと幅があったものですから、その条例の適用を受ける方が見込まれなくなるまで相当の期間をまず置いたということで今回提案をさせていただいたところです。ちなみに、国民健康保険税のほうの減免も同様の条例がありまして、こちらのほうは附則でうたっておりますけれども、昨年の7月31日にその条例の効力を失効するというような形で廃止になっておりますので、それを参考とさせていただいて、今回このような形で転用させていただいたということでございます。

それから、対象者でございますけれども、岩手・宮城内陸地震の関係につきましては、平成20年度に世帯主が死亡された、それから居宅が全壊、半壊の方が対象になりますし、東日本大震災の際は、平成22年度が居宅の全壊、それから平成23年度は世帯主の死亡、居宅の全壊、居宅の半壊と事業収入等の減少というものがございました。平成24年度も平成23年度と同様の内容となっております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 東日本大震災という今までにない大きな大震災で、家族や財産やなりわいを失った方々がこの減免を利用しているということで、いまだに六百数十名の方が対象になっていることを考えますと、先ほども聞きましたが、県では医療費などの免除などは今年度も引き続きやるということで、被災者の命と暮らしを守ることが最大の課題だと思います。この点について、先ほどは国保の状況を参考にしたということですが、こうした医療費や介護保険などを利用している方々が、これからも安心して生活できるようにしていくために継続していくべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今回の条例の廃止は介護保険料のほうでございます。介護給付のほうは東日本大震災被害者に対する介護給付等の額の特例に関する要綱というものを定めておりまして、

そちらのほうで手当をさせていただいています。今回の廃止は法律上遡れないので、5年間という期間の定めがあって、それが経過したので廃止するという形です。5年間を経過したわけですから、新たにこれ以上の対象者が見込まれないので廃止をするということです。

議 長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどお話しのような医療負担のように、これから新たに発生してくる分について、被災者の方々の経済状況云々を緩和して、これから先の発生してくる費用負担についても減免をしていきたいと思いますというものではなくて、現時点で遡って賦課処分をすることについての時効といいますか、遡及時間がもう経過しましたので、賦課もないから減免もないということでございます。そのように御理解いただければいいかと思います。

議 長（小野寺道雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第8、議案第4号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第4号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定において保険給付費の増額など、所要の補正をしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正額は、5,406万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億9,098万2,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、議案第4号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の6ページをお開き願います。

2款1項2目、介護予防サービス費につきましては、通所リハビリテーションサービスや短期入所生活介護サービスの利用が当初の見込みより多くなりますことから増額するものであります。

4目、高額介護等サービス費につきましては、サービス利用料の自己負担限度額を超える部分を負担するものであり、当初見込んだ額を超えますことから、増額するものであります。

6款1項1目諸支出金につきましては、保険給付費の増額に伴い、構成市町に返還することと

しておりました平成30年度の精算返還金の一部を減額し、本年度の保険給付費の財源として充てるものであります。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、4ページをお開き願います。

4款1項、国庫負担金から5ページの8款1項、基金繰入金までは、説明いたしました歳出に係るものであります。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第9、議案第5号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第10、議案第6号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第5号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を24億366万6,000円と定めようとするものであります。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費225万8,000円、総務費6,013万3,000円、衛生費22億6,788万9,000円、公債費6,338万6,000円、予備費1,000万円といたしました。

これに伴う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金20億7,183万円、使用料及び手数料1億8,984万1,000円、国庫支出金793万8,000円、財産収入615万8,000円、寄附金1,000円、繰入金8,500万円、繰越金1,000円、諸収入4,289万7,000円を見込みました。

また、戻りまして、1ページとなりますが、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第6号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を160億7,448万9,000円、また、サービス勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を3,307万8,000円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9ページ、10ページそれぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして、5ページとなりますが、一時借入金の借入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 議案第5号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

説明は、歳入にあつては予算書を、歳出にあつては予算の概要をごらんくださいますようお願いいたします。

初めに、一般会計予算の歳入であります、予算書の12ページをお開き願います。

1款1項1目、総務費分担金の分担割合は均等割となっており、一関市が9分の8、平泉町が9分の1であります。

2目1節、衛生総務費分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。

2項、負担金は、地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が19億3,339万6,000円で93.32%、平泉町が1億3,843万4,000円で6.68%であります。

14ページ、15ページをお開き願います。

3款1項、国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射性物質濃度測定に対する補助金、3款2項、委託金は、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

6款1項、基金繰入金は、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事等の財源とするものであります。

次に、一般会計予算の歳出であります、予算の概要の14ページをお開き願います。

3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止等に関する会議の開催のほか、施設周辺住民の健康診断等を行うものであります。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備候補地を選定するに当たり、住民説明会等を実施するものであります。

3款2項1目、火葬場管理費は、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修工事を実施するものであります。

3款3項1目、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費につつま

しては、整備計画により燃焼設備等補修、プラント設備整備工事等を実施するものであります。

16ページから17ページとなりますが、3款3項2目、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画によりごみ搬送装置、コンベアチェーン交換、粗破砕機整備工事等を実施するものであります。

18ページをお開き願います。

3款4項1目、一関清掃センター費及び2目、川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の機器交換等を実施するものであります。

次に、議案第6号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の47ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款、保険料は、65歳以上の被保険者数は増となりますが、住民税非課税世帯を対象とした保険料の軽減強化の完全実施により減額と見込んだところであります。

2款、分担金は、均等割、高齢者人口割及び介護給付等の実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が23億1,483万1,000円で、94.26%、平泉町が1億4,093万6,000円で5.74%であります。

48ページをお開き願います。

4款、国庫支出金から49ページ、6款の県支出金までは、介護給付費等に係る国県等支出金であります。

51ページをお開き願います。

8款1項、介護給付費準備基金繰入金は、介護保険の年度間調整分の取り崩しであります。

次に、事業勘定の歳出であります。予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、延べ240回と見込んだものであります。

20ページをお開き願います。

2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方に対する給付であります。

2款1項2目、介護予防サービス費は、要支援1及び2の方に対する給付であります。

3目、審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護サービス事業者への支払業務委託料であります。

4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5目、高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等の居住費及び食費が所得等に応じた負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

21ページとなりますが、3款1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、従来、要支援1及び2の方が利用していた介護予防サービスのうち、訪問型サービス及び通所型サービス分を介護予防生活支援総合事業に移行したものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和によるホームヘルパーなどが行う短時間のサービスに対する給付であります。

次の、一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の一部並びに一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは、住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは、保健医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

22ページをお開き願います。

3款2項1目、包括的支援事業費は、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護などを行うものであります。

次の、任意事業費につきましては、構成市町の委託により、家族介護者支援事業、配食給食サービス事業などを実施するものであります。

次にサービス勘定について説明を申し上げます。

予算書の74ページをお開き願います。

サービス勘定の歳入であります。

歳入の1款1項1目、介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成7,479件、前年度比で443件の減と見込んだところであります。

次に、サービス勘定の歳出であります、予算の概要の23ページをお開き願います。

1款1項1目、介護予防支援事業費は、介護予防ケアプランの作成について、直営2,089件、居宅介護支援事業所への委託5,390件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理等を行うものであります。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（小野寺道雄君） ここで、換気のため、休憩いたします。

2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時50分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑、答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、質疑に当たっては答弁時間を考慮され質疑されるようお願いします。

5番、岩渕優君。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5番（岩渕優君） それでは、私のほうからは議案第6号について、2点ほど質疑をさせていただきます。

予算書の60ページ、3款2項1目の包括的支援事業費であります、前年度予算対比で委託料が減額となっております、この減額とした理由についてお伺いいたします。

2つ目は、予算書75ページ、1款1項1目の介護予防支援事業費であります、この中の介護予防支援分、これも前年度対比で減額となっております。この減額とした理由についてお伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、お答えいたします。

まず、包括的支援事業費の委託料についてでございますが、前年度に比べて減額とした主な理由につきましては、包括的支援業務を委託する在宅介護支援センターを19カ所から2カ所にしたことによるものでございます。

在宅介護支援センターは、在宅介護に関する相談を受け、地域包括支援センターに情報を引き継ぐなどの業務を行ってきたところです。当組合では、地域包括支援センターの組織及び人員の体制が整うまでの間、地域包括支援センターの機能を補完するため、在宅介護支援センターに包括的支援業務を委託してきたところですが、第7期介護保険事業計画の期間中に地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括支援業務の見直しを図ることとしておりました。

令和元年度は、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの業務の引き継ぎを1年間かけて行うこととし、関係機関で情報共有してきたところであります。令和2年度からは、地域包括支援センターの事務所がない東山、室根及び川崎地域のうち、東山及び川崎地域においては地域住民の利便性の確保、それから不安の解消のため業務委託を継続することとしております。それから室根地域については、業務を受託する法人がないことから、東部地域包括支援センターが業務を受け持つこととしたところであります。

それから、介護予防支援事業についてでございますが、前年度に比べて減額とした主な理由は、介護予防に関する計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成数が減少すると見込んだことによるものです。

介護予防ケアプランは、要支援1及び2と認定された方や基本チェックリストによる事業対象者となった方が、介護予防サービスや介護予防生活支援サービスを利用するために作成する計画であります。

介護予防ケアプランの作成数は実績により見込んだところであり、近年の作成数は当組合全体として減少の傾向にあります。その要因としては、平成29年4月から実施しております介護予防生活支援総合事業によりまして、65歳以上の方であれば誰でも一般介護予防事業が利用できるようになったこと、それから各地域包括支援センターの人員増などにより相談体制が充実し、相談することにより介護予防サービスに移行しなくてもよい方がふえてきたことなどにより、介護予防サービスの需要が低下しているのではないかと考えております。

また、要支援と認定された方や事業対象者と判定された方のうち、介護予防サービスを利用していない方、いわゆるサービス未利用者が一定程度あるということも関係しているというように思っております。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5 番（岩渕優君） ありがとうございます。

それでは、最初に再度お伺いいたしますが、包括的支援事業費のほうでありますけれども、今御答弁いただきました。在宅介護支援センターが19事業所から2事業所ということで減少させているということで、令和2年度はその分も含めて減額をしたと。それから、その分を地域包括支援センターのほうで業務を補完するというところでありますが、この地域包括支援センターの増員強化についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。2040年まで高齢者は増加傾向にあるということで一般的にいわれておりますが、当地域にあってその辺を加味した場合に、この地

域包括支援センターの増員強化についてはどのようなお考えをお持ちなのか伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 地域包括支援センターの増員の関係でございますけれども、具体的には本年度は地域包括支援センターしづたみの職員数を5人から1人増の6人にしております。それから、令和2年度には組合直営の西部地域包括支援センター及び東部地域包括支援センターの職員数をそれぞれ現行の5人から1人ずつふやしまして6人とする計画であります。地域包括支援センター全体では30人から3人増の33人体制ということで組織の強化を図ることとしております。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5 番（岩渕優君） 承知しました。

それでは、介護予防支援事業費であります、御答弁いただいたように、介護予防事業の取り組みの効果が出ているという評価をされている、認識をされていると今お話がございましたけれども、前年度対比で5、6%減額になっているし、ケアプランの作成も、例えば直営の場合は5%減と見込んでおりますし、委託のほうは6%、プラン作成の件数ですが、減と見込んでおりますが、このパーセンテージ、この割合が介護予防の効果が出てきている、数字に置きかえるとこのような割合だと、そのような認識をされているのでしょうか、伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今回の予算に伴いましては今までの実績を考慮したということで、平成27年から平成29年までは大体全体で8,300件くらいのケアプランの作成をしていました。平成30年度は7,700件、それから令和元年是7,500件というような形で若干下がってきているというようなことでこういう予算の編成をさせていただきましたけれども、率的には一致するわけではないと思いますけれども、それなりの効果があったというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5 番（岩渕優君） 先ほど包括的支援事業費のところでもお話をさせていただきましたが、この介護予防支援事業費について今お話をいただいたように、かなり介護予防の事業の取り組みの効果が出ているということで、今後20年間、先ほどの話ではありませんが、高齢者がふえていく中でその事業の効果が出てきていて、高齢者はふえるけれども、この分野については減少していきだろうと、そういう見込み、推測をしていると、そのようにお考えになっているのでしょうか。再度伺いをいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 高齢者はふえていきますけれども、こういった件数は減っていくと見込んでおります。けれども、一概にそういう傾向がずっと続くかというのは、またちょっとこれから検証していかなければならないのかというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 岩渕優君の質疑を終わります。

6番、藤野秋男君。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6 番（藤野秋男君） 私は、主要事項の説明で質問させていただきます。

15ページ、3款3項1目の一関清掃センター費、ごみ焼却施設管理費、これを見ますと、前年度の予算、あるいは前々年度の決算から見て増となっています。その要因をお願いします。

それから、16ページ、同じく3款3項1目の一関清掃センター費のごみ収集運搬事業費、ここでも今年度は増になっています。同じように説明をお願いいたします。

3款3項2目の大東清掃センター費についても、委託料が若干ではありますが、逆に平成30年度決算から見れば減、そして平成31年度予算から見ても減になっている。委託料というのはこんなに動くのかなと思うので、この説明をお願いいたします。

17ページ、同じく3款3項2目の大東清掃センター費のごみ収集運搬事業費、この委託料についても、これは増になっていますので説明をお願いいたします。

なお、大東清掃センター費の3款3款2目の補修費についてもお伺いをしておりましたが、これについては了解しましたので、御答弁はいりません。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費の委託料についてありますが、内訳は、施設の運転管理、焼却灰の資源化、環境測定、施設警備、施設の清掃などであります。平成30年度の決算は1億2,058万9,000円でありまして、それと比較しますと令和2年度予算は1億7,115万円です。その主な内訳につきましては、施設の運転管理業務委託料や焼却灰の資源化の増によるものであります。

それから、一関清掃センター費のごみ収集運搬事業費の委託料についてありますが、内訳は、各家庭からごみ集積所に排出されたごみを収集する一般廃棄物収集運搬委託料と一関市や平泉町の庁舎、あるいは市民センター、公民館などに設置している館内の小型家電回収ボックスに入れた小型家電を収集する小型家電収集運搬委託料であります。平成30年度決算と比較しますと、令和2年度予算は1,000万円ほど多くなっており、その主な要因は、臨時的に収集する場合の経費を計上しているほか、委託業務の燃料費及び人件費の単価の増を見込んだためであります。

それから、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費の委託料についてありますが、内訳につきましては、施設の運転管理、公害監視装置の保守点検、環境測定、施設清掃、それから空調設備の保守点検などであります。平成30年度決算と比較しますと、令和2年度予算は、ほぼ同額となっております。

それから、大東清掃センター費のごみ収集運搬事業費の委託料についてありますが、内訳につきましては、各家庭からごみ集積所に排出されたごみを収集する一般廃棄物収集運搬委託料であります。平成30年度決算と比較しますと、令和2年度予算は700万円ほど多くなっており、その主な要因は、今申し上げました一関清掃センター費と同様の内容となっております。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 最初にお伺いした一関清掃センター費の増の部分でもう一度お伺いしますが、そうすると委託料は焼却灰の処理量、あるいはごみの処理量によって運転業務委託料が変更になるということなののでしょうか。年間契約ではなくて、その都度測定した数値で委託料が変更になるというように捉えていいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 委託料につきましては、その処理量には関係ないところであります。この一関清掃センターの運転管理業務委託料につきましては、令和元年6月まで、5年でやっていますけれども、5年間は指名競争入札で最低価格者と契約をしておりまして。昨年の7月以降の5年間の契約につきましてはプロポーザル方式を採用させていただいております。

令和元年の7月から5年間の業者選定を行った際に検討した内容でございますが、焼却施設の安定的な稼働を持続するために設備の安定的な稼働の確保、それから故障が発生した場合の緊急

対応など施設の保守保全技術が重要だということで、一関清掃センターのごみ焼却炉と同じ処理方式と同程度の稼働年数、そういった運転管理をした実績のある業者を選定してプロポーザル方式をやったということでございます。プロポーザル方式につきましては、業者選定に当たって実施要項を定め、プロポーザル審査委員会を設置して審査を行ったところであります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 平成30年度と比較して動いたということは了としますが、令和元年度から5年間の委託契約ということであれば、昨年の契約が1億2,150万余ですね。今年は1億2,700万、これだけ見ても600万円ぐらいの増になっているのですよね。ですから、委託契約をしながらも年度年度で動くという内容は、何をもって動いているのかという部分についてお尋ねします。本来、5年を均等割してもいい、あるいは特別稼働日数に比例するのだということであればそれでもいいのですが、なぜ契約していながらこのように動くのかという部分でお知らせ願いたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 金額は6月までの契約と7月以降の契約がありますので、7月以降はプロポーザルの契約で金額が上がりましたが、6月までの契約の分については5年間の契約をやっていますので、こちらは最低価格者と契約しておりますので、こちらのほうが若干下がっているということだと思います。5年間の長期継続契約ですので、大体は均等にやるような形になります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 下がっているのではなくて上がっているのですよ。ですから、その上がった要因は何なのでしょう。プロポーザルをして、より効率のよい業者とか、あるいはプロポーザルによってより利便性がいいから、金額は上がったけれども内容が違ったのだということであれば、それはこういう部分で違いましたということでもいいのですが、その部分の丁寧な説明が必要ですので、お願いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） プロポーザルの審査につきましては、施設の運転管理の実績であるとか業務の運営の管理体制、それから人員の確保と研修の方法、地元業者の活用、それから安定した運転の方策、それからリスク対応能力、安全作業環境対策のほか、業務の効率化や安全性の向上に関する設備の改善提案の内容、さらに価格などの観点によって行ったというところでございます。

なお、この審査委員会には外部の委員も迎えまして、専門的な視点で審査を行っていただいたと。その結果、施設管理業務委託料につきましては増額というようになりましたけれども、受託した業者につきましては、プラントメーカーから技術供与、あるいは管理技術のノウハウの支援を直接受けられる業者となったということで、早期の改善や小規模改造が可能となりまして、また、現施設を安定稼働するための改善提案なども寄せられているということで、将来的な定期補修費、それから維持管理費の抑制、施設の延命化が図られるというように考えているところであります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） それらを管理して、5年間の委託料でこれまでの業者と今回、今予算を示している委託業者では、総額でどれぐらいの金額の増となったのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 平成30年度の決算と令和2年度の予算を比較しますと、約4,000万円の増ということになります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そのプロポーザルによって4,000万円以上の効果があるということを見込んだのだとは思いますが、やはり金額も大きいですね。その辺の努力もいただきたいと思います。次に、一関清掃センターのごみ収集運搬事業費についてお伺いをいたします。

これも先ほど説明がございましたが、1,000万円の増は臨時の部分ですよということですが、そうすると、これからも委託料についてはこのように大きく動くことはあり得るということでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 収集運搬委託費についてでございますが、設計の構成要素として運搬の燃料費とか人件費が含まれております。それから、先ほど答弁申し上げましたとおり、臨時的なといいますか、緊急で集めなければならない分の日数も加味して予算としては要求をしておりますし、決算とすれば、実際の収集運搬、日程が決まってからの契約ということになりますので、この部分の予算と決算の差は出てくると思いますが、基本的には人件費、燃料費の価格の上昇分が主な要因となって増になる可能性は出てくるということでございます。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

3番、岡田もとみ君。

岡田もとみ君の質疑は、一問一答方式です。

3番（岡田もとみ君） まず、議案第5号の22ページ、3款1項1目の生活環境対策費の中の上から3つ目の一般廃棄物処理施設視察研修等について質問します。

これについては、新年度予定している視察先、対象者、何人を予定しているのかお伺いします。

同じく、22ページの3款1項1目ごみ減量化対策費、ここはすごく大事な事業だと思います。このごみ減量化対策費ですね、事業内容の説明を見ますと、新規ではごみ分別アプリによる収集日、分別方法の周知ということが書かれているのですが、やはり本格的にごみの減量化をするためには、午前中の一般質問でもありましたが、指定ごみ袋オンリーの回収ではなくて、コンテナやネットなどで回収できるような予算になっているのか、午前中の一般質問では検討するということもありましたので、その内容について、ごみ減量化対策について、どのような取り組みをしようとしているのかお伺いします。

同じく、23ページの3款1項1目、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費についてお伺いします。

事業費が1,680万円ほどになっているのですが、事業内容の説明によると、新たな施設の選定に当たっての調査や説明会を行うということになっております。説明会の開催については、それほどの予算がかかっているとは思えないので、調査内容ですね、どのような調査をやっているのかなど、事業費の内訳についてお伺いしたいと思います。

次に、29ページの3款3項3目の指定廃棄物保管事業費について、空間放射線量の測定をしているのですが、8,000ベクレル超の焼却灰についての測定状況をお伺いします。予算の内容を見ますと400万円ほどかかっていますが、どのような測定頻度で測定しているのか、これは国県の支出金でやっていることですが、こういった測定状況になっているのかお伺いしたいと思います。

次に、31ページの3款4項1目、し尿処理施設管理費についてお伺いします。

ここでは整備工事、設備等の修繕ですけれども、事業費についての主な整備内容をお伺いしたいと思います。

最後に、59ページの3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費のうちの介護予防生活支援サービス事業費についてお伺いします。

ここで、特に通所サービスの関係ですけれども、今、感染症の集団発生を防止するために利用者さん方が利用を控えているというような状況があると聞いています。全国的にはそうした状況から、施設の運営の継続も難しくなっているということも聞こえてきています。そうした場合に委託費への影響はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、一般廃棄物処理施設の視察研修の関係でございます。これは、狐禅寺地区生活環境対策協議会を対象として、以前に実施してきたものを念頭に置いた視察研修のための経費ということでございます。

なお、狐禅寺地区生活環境対策協議会は現在、会長などが選出されていないというように伺っておりますけれども、今後体制が整った際に対応できるよう視察研修に関する予算を計上したということでございます。したがって、具体的な視察内容であるとか人数などは決まっていないというところでございます。

それから、ごみ減量化対策費についてであります。事業費の内訳としましては、ごみの収集日をお知らせするごみ収集カレンダーの作成、ごみ分別の啓発チラシの作成、ごみ分別アプリの配信、ごみ処理の適正化や効率化の推進に関する意見などをいただく廃棄物処理懇話会の開催などでございます。

なお、指定ごみ袋での収集からコンテナなどを使用した収集方式への見直しにつきましては、現在、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に向けて準備を進めている中で、新施設における処理の方法などを検討しているところでございますので、分別の区分であるとか収集方法などについても、新施設における処理方法とあわせて検討するというところでございます。

それから、一般廃棄物処理施設等整備調査事業でございますが、委託料につきましては、施設整備のための技術的支援業務としまして、住民説明会への出席、あるいは施設整備のスケジュール管理などの技術的な部分を専門のコンサルタント業者に委託しようとするものでございます。また、令和3年度から循環型社会形成交付金の交付を受けるため、環境省へ提出する必要がある循環型社会形成推進地域計画の策定を専門のコンサルタント業者へ委託しようとするものでありまして、予算といたしましては、それらの2つの業務委託で約1,633万6,000円を見込んでおります。そのほか、住民説明会の会場使用料、あるいは先進地視察の経費などが46万3,000円というところでございます。

それから、空間放射線量の測定の関係でございます。

空間放射線量は1週間に1回測定しておりまして、平成31年2月から令和2年1月までの測定の結果では、1時間当たり0.05マイクロシーベルトから0.08マイクロシーベルトということで安定して低い値となっているところであります。平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生しました1キログラム当たり8,000ベクレルを超える飛灰につきましては、国から指定廃棄物の指定を受け、国の委託で一時保管しているというところでございます。

それから、一関清掃センターのし尿処理施設整備の内容についてでございます。

定期整備工事では、第1し尿処理施設につきましては、脱水機、曝気ブローの整備工事を、それから第2し尿処理施設は、前処理機、脱水機、軸流ポンプの整備工事を行うこととしております。

設備等修繕につきましては、第1し尿処理施設は破砕機、消化液循環ポンプ、吸泥ポンプの修繕整備を、それから第2し尿処理施設は破砕機、空気溶解器、次亜注入ポンプ、スクリーン圧縮機、調整槽攪拌ポンプ、加圧水循環ポンプ、吸泥ポンプなどの修繕を予定してございます。

それから、介護予防生活支援サービス事業の負担金でございます。

このサービスの対象者は、要介護認定において要支援と認定された方と基本チェックリストにおいて事業対象者と判定された方でございます。

本年2月末現在において、当組合が指定しております管内のサービス事業所は、訪問型サービスが35事業所、通所型サービスが51事業所となっております。

負担金につきましては、当組合が岩手県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連に支払う負担金でございます。具体的には、各事業所が利用者に提供したサービスの実績に応じて国保連に介護報酬を請求し、国保連の審査を経て保険者である当組合に請求があつて支払う流れとなっております。したがって、サービス利用者が減少した場合には負担金も減少するということになります。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） それでは、まず生活環境対策費の一般廃棄物処理施設の視察研修費ですけれども、これは狐禅寺地区の生活環境対策協議会が対象になっている予算だということでありました。これまで廃棄物処理ということで、焼却を主体にした先進的な視察先を研修の目的にしていたと思うのですけれども、これからの目的を分別や燃やさない減量を主にした、そうした視察先に研修の目的を見直す必要があるのではないかと思います、そうした部分の検討についてはどのように捉えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほども申し上げましたけれども、狐禅寺地区生活環境対策協議会につきましては、現在、会長が選出されていないと伺っておりまして、体制が整った際に対応できるように予算措置したということでございます。

具体的な視察内容につきましては、決まっていないということでございますので、体制が整って実施できるという状況になりましたら協議するという形になろうかと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 現状はそういうことだということで私も認識しましたけれども、この視察先を提案するのは組合からいつも提案しているのではないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 対策協議会との話の中で視察研修についてはこれまで継続して行ってきたところであります。視察先については、視察研修も含めて、当年度の事業計画、内容について、対策協議会の役員の方と広域行政組合で検討して協議をして内容を決めていたということですので、今後についてもそういう形で、視察先等については協議をして決定してまいりたいというように考えております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） その際に、これまでは焼却を目的に、余熱活用などの先進地を視察先の目的にしていたと。ただ、これからはSDGs、そして環境の、なるべく燃やさないような取り組み、管理者も答弁で言っていますが、分別やリサイクルには家庭の協力が一番大事だということなのですね。そうしたときに、この視察先を、焼却に特化した余熱活用の先進地だけの視察先ではなくて、研修の目的を見直す必要があるのではないかとということを今お伺いしているのですね。新年度以降についてのその取り組みの研修の目的、見直す必要があるのではないかとということを聞いているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 令和2年度予算に計上しております視察研修であります、相手方の想定したものとすれば狐禅寺地区生活環境対策協議会でかつてやってございましたので、毎年度、当協議会におきます年度の総会での事業計画の中で協議をしながら、その視察先ですとか視察の内容を決めておりました。しかし、この近年についてはそういった総会もございませんので、そういった協議をする場はございません。

私どもとしてその予算を計上しておりますのは、当協議会と協定書を締結してございまして、その生活保全に関するということで、さまざまな新しいような、こういったような処理施設が存じませんが、そういったようなプラントを建設するといったことを前提としてというよりも、今現在稼働している中において、その施設の安全な管理運転、そういったところを多角的な面から御視察をいただいて、現施設の運転について御理解をいただく、そういったような視点も必要かと考えてございますので、そういった意味も含めまして予算計上してございますが、いずれ、この近年は不執行の状況が続いているところでございます。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、再開に当たっては、その研修先について、近年の状況、世界の状況なども踏まえて協議会の方々と協議していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ごみ減量化対策費についてですが、これは集積所の関係などからコンテナは難しいということで、今後は検討委員会のほうで検討していくということですが、ごみ減量化というのはこの事業に特化して、いろいろな減量化対策は必要だと思うのですね。そうした場合に、ほかにもさまざまな減量対策を協議して、ここで展開していかなければいけないところだと思うのですが、このごみ減量化対策費、この事業について、もっと市民を巻き込んだような減量対策を検討すると、新年度そういう状況にはないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 一般家庭から排出されるごみの減量化につきましては、構成市町がまず主となって取り組みをしていただいております。私どももこの予算を使って、できるだけ分別を徹底していただくような方策を講じていきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 組合としてどのような対策を検討しようとしているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） どのようなというお話でございますけれども、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、ごみの収集をお知らせするごみ収集カレンダーの作成であるとか、ごみ分別の啓発のチラシの作成であるとか、ごみ分別アプリの配信であるとか、いろいろなことを多用していきたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 今のは新規事業として書かれてあるのでわかるのですが、それ以外のところでの検討状況があれば御紹介いただきたいと思いますのですが、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それ以外ということでございますけれども、今ここで具体的にお示しするような内容は今持ち合わせてはおりません。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 次年度におきまして当組合が行っていきます減量化の取り組み、具体的なところとすれば、今、事務局長が答弁したとおりであります。そのほかにも構成市町において取り組んでございますので、そういったものと相乗させまして、総じて減量化は進めてまいりたいと考えております。しかし、基本となりますのは、現在の処理施設でありますとか最終処分の方式、その中でどういったことができるかということでございますので、私どもとしては来年度、先ほど来の一般質問でも承っておりますけれども、新しい施設の整備とあわせまして、新たな分別の方法、あるいは収集、処理の方法、そういった中で総体的にさらに減量化を図ってまいりたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ごみ袋の関係は組合なので、ぜひ、集積所の課題などがあるという答弁がありました、一気にできないとは思いますが、できるところから実施してもいいのではないかと思いますので、そこも含めて検討していただければと思います。

次に、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費ですけれども、そうすると1,600万円ほどの内容のほとんどは人件費だということなんでしょうか。先ほど調査説明会などでは数十万の予算ということだったようですけれども、もう一度その具体の内訳をお話、お願いします。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 一般廃棄物処理施設等整備調査事業費の内訳でございますが、事業費の大きなものとすれば2つでございます。施設整備技術支援業務委託、それからもう一つは循環型社会形成推進地域計画策定業務委託となっております。業務委託でございますので、人件費のほか交通費というのもありますので、物件費の要素もございます。この大きなもの2つでおおむね1,600万円ほどというようになっているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうすると、今言った技術支援業務委託というのは、説明会でいろいろ専門的な説明をしていただいたお二人だと思っておりますけれども、その方々の人件費や交通費ということでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） そのほかに諸経費というものもございますので、設計の内訳を申し上げますと、人件費、それから交通費などの直接経費、それに諸経費がかかるものでございます。説明会にあっても、この計画作成にあっても、構成する要素は同じでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 今の答弁ですけれども、構成比が同じということは具体的にどういうことなのか、ちょっとすぐには理解できないのですけれども、もう少し丁寧に説明があればよろしくお願いします。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） ちょっと説明が足りませんで申しわけございませんでした。

委託料を構成する構成の要素を先ほど申し上げたつもりでした。もう一度申し上げますと、委託料全体を構成する要素とすれば、人件費、それから交通費などの直接経費、これらに諸経費を掛け合わせたもの、それに消費税がかかったもので全体の委託料となるわけでございます。この構成の考え方は、施設整備技術支援業務委託、これは住民説明会等の対応、それからスケジュール管理などがございますけれども、これと、循環型社会形成推進地域計画策定業務、これは検討委員会の業務なども含まれますけれども、こういった業務も同じ要素で構成されているというように申し上げたかったのでございます。よろしかったでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） この策定業務等々でありますけれども、住民の皆様ですとか議員の皆様方の前となりますと説明会の場面がありますが、私どもとしてはかなり日常的に来ていただいております。明日もあるのですけれども、そういったところにも来てもらいまして、さまざまな観点からいろいろな情報提供があったりとか、私どものほうからの質問、資料収集、そういったところ全般を手伝っていただいておりますので、説明会のみでは全くございません。そこをつけ加えさせていただきます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） そうしますと、今年度もそうした形で進めるということですのでけれども、そういった専門家の方々、一関市に年何回くらい来所する予定になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 設計書では回数何回というように見ているわけですが、毎月 1 回以上と捉えていただければよろしいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 次に、指定廃棄物保管事業ですけれども、舞川清掃センターの測定、先ほど週 1 回ということでありました。この舞川清掃センターの保管については移設するという経過もありましたが、保管状況については今どのような状況になっているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関戦争センター所長（熊谷嘉啓君） 舞川清掃センターにおきまして一時保管をしている指定廃棄物の保管状況でございますが、移設も含めて移設したものについては、コンクリートボックスに入れまして厳重に保管をしているということでございますし、その前に一時保管をしているものについても、コンクリートほか等で厳重に保管をしているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） この保管状況とか今後の埋め立て地の状況について、舞川地域の方々への説明等、新年度どのように取り組んでいくのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 舞川清掃センターにつきましては、舞川清掃センター運営委員会を設置をいたしまして、住民の代表の方に構成員となっていて設置をしているところでございます。舞川清掃センターにおいて一時保管しております指定廃棄物の保管状況等については、年度のタイミングのいいところ、5月、6月ぐらいの運営委員会において状況等について説明を申し上げているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） この舞川清掃センターの埋め立てを終了したときの、今時点での舞川地域の方々の要望等はどのようなものがあるのか、懇談していると思いますが、今の時点でどのような意見が出ているのか紹介できるものがあったらお願いします。

議長（小野寺道雄君） 熊谷事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 舞川清掃センターの運営委員会におきまして、埋め立てが終了した跡地の利用につきましては、具体的にはまだ御意見等をいただいていないところではありますが、お話の中で、例えば人が集まるような施設がいいというようなお話はいただいているところですが、具体的な跡地の利用については御意見はいただいていないというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 次に、し尿処理施設管理費についてですが、一関清掃センター費のこのし尿処理場はかなり経過年数がたっているところです。それで、特に設備等修繕は1,700万円ほどの予算になっていますが、川崎清掃センター費のし尿処理施設に比べると3倍以上の予算がついているのですけれども、この要因になっているものは、どのような状況でこういった破碎機等の修繕が必要だということなのでしょう。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 施設設備の補修についてでございますけれども、これは向こう10年間の整備計画を作成しまして、毎年計画を見直しながら整備工事や設備の修繕を行っているところでございます。部品や装置の対応年数の違いによりまして毎年の事業費に増減があるということでございます。

し尿処理施設については、一関清掃センターは2つの施設でございますし、川崎清掃センターは1つの施設を稼働しているということで、これら施設及び設備の整備、あるいは修繕の内容につきましては、両施設に大きな違いはございませんが、年度であるとか施設によっては事業費に差が生じているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 最後に、介護予防生活支援サービス事業費についてですが、委託費について実績によるものなので、影響があるということです。例えば今般のような大きな委託費に影響するような、委託費が大きく減額するような場合、何か施設に対する継続ができるような対策というのは何か検討しているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 対策ということでございますけれども、今現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業所の運営に支障が出ているというようなことは当組合のほうには寄せられていないという状況でございますし、組合としては、連日、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に関連する通知とかが発出されておりますので、構成市町と連携しながら情報提供

をさせていただいているという状況であります。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問の答弁に関し、事務局長より追加の答弁の申し出がありましたので、この際、これを許します。

村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほどの那須議員からの一般質問で、焼却施設以外の視察について具体的にということでした。一つは大分県の日田市、日田市バイオマス資源化センターというところを視察してございます。こちらのほうは、生ごみや豚のふん尿などの廃棄物をメタン発酵処理して発電する施設ということでした。それから、山口県の防府市で、防府市クリーンセンターということで、こちらのほうは、ごみ焼却施設とバイオガス化、メタン発酵のほうの施設を視察させていただいているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 日程第11、議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について及び日程第12、議案第8号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について、以上2件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月末日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更の協議に関し専決処分したことから、承認を求めるものであります。

次に、議案第8号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関する専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月末日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分の協議に関し専決処分したことから、承認を求めるものであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第7号は、承認することに決定しました。

次に、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第8号は、承認することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（小野寺道雄君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第41回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和2年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案につきまして、令和2年度当初予算として関連議案とともにお認めいただいたところでございます。衷心より御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第41回定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（小野寺道雄君） 第41回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和2年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始慎重な審議をいただき、全ての議案の議決が決定いたしました。これもひとえに、議員各位の御協

力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚く御礼を申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問及び議案審議の質疑において、議員から開陳された意見提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合の更なる充実強化を図られるよう念願するものであります。

衛生事業に当たりましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に係る対応並びに指定廃棄物の焼却灰の管理などの取り組みが示されたところでありますが、現施設等の現状を踏まえ、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、地域住民の皆様の御理解、御協力をいただき、信頼関係をしっかりと築きながら、事業の推進を図られるようお願いするものであります。

また、介護保険事業にありましては、第7期介護保険事業計画の着実な推進を図られ、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう具体的な取り組みを確実に進めていただくことをお願いいたします。

当議会といたしましても、これら諸課題の解決に向け当組合執行部とともに一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、力を尽くしてまいり所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

大変御苦労さまでした。

以上をもって、第41回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

閉会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 佐 藤 浩

一関地区広域行政組合議会議員 小 山 雄 幸